

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	平成7年度
	平成13年度
	平成21年度
	平成27年度

小山町農業振興地域整備計画書（案）

令和2年度

静岡県駿東郡小山町

目 次

第1	地域の振興方向	1
1	農業振興の方向	1
(1)	現状と課題	1
(2)	今後の方向	1
2	農業振興地域整備計画の特色	3
第2	農用地利用計画	5
1	土地利用区分の方向	5
(1)	土地利用の方向	5
ア	土地利用の構想	5
イ	農用地区域の設定方針	6
(2)	農業上の土地利用の方向	8
ア	農用地等利用の方針	8
イ	用途区分の構想	9
ウ	特別な用途区分の構想	10
2	農用地利用計画	10
第3	農業生産基盤の整備開発計画	11
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2	農業生産基盤整備開発計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
4	他事業との関連	12
第4	農用地等の保全計画	13
1	農用地等の保全の方向	13
2	農用地等保全整備計画	14
3	農用地等の保全のための活動	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	16
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	16
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18

第6	農業近代化施設の整備計画	19
1	農業近代化施設の整備の方向	19
2	農業近代化施設整備計画	21
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3	農業を担うべき者のための支援の活動	22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	24
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	24
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	26
3	農業従事者就業促進施設	27
4	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第9	生活環境施設の整備計画	28
1	生活環境施設の整備の目標	28
2	生活環境施設整備計画	31
3	森林の整備その他林業の振興との関連	32
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	32
第10	付図	33
1	土地利用計画図（付図1号）	33
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	33
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	33
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	33
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）	33
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし	33
別記	農用地利用計画	34
(1)	農用地区域	34
ア	現況農用地等に係る農用地区域	34
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	34
(2)	用途区分	34

第1 地域の振興方向

1 農業振興の方向

(1) 現状と課題

小山町（以下「本町」という。）は、静岡県東部の富士丹沢山系に囲まれ、比較的平坦地が水田地帯に、標高300～800mの間の傾斜地に畑地が散在している。本町では、これらの農地を基盤として、水稻を中心に大豆、いも類、野菜、茶等の多種多様な農作物が栽培されている。

水稻は、うるち米がコシヒカリ、もち米が峰の雪もちを中心に栽培されている。また、水稻の裏作として水かけ菜の栽培が盛んであり、本町の特産物となっている。

一方、畑地は浸食性の高い富士火山灰に覆われ、農作物の生育はあまり良くない。また、河川が複雑な地形を刻んだ急傾斜地が多く、小区画不整形で機械の導入等の困難な農地や農道・水路等の整備に必要な農地も多い。

農家数は、令和2年現在704戸で小規模兼業農家が多く、経営耕地面積1ha未満の農家が8割を超えている。さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農家数は年々減少し、兼業化が進むとともに、担い手不足も深刻化している。

また、農地の資産的保有志向も依然として強いが、近年はほ場整備を実施した地区を中心に農地中間管理事業を活用した集積が進んでいる。しかしながらほ場整備の未整備地区などの耕作条件が悪い農地を中心に不作付地が増加傾向にあるため、その対策が必要となっている。

このような中、湯船原地区において、町外からの農業法人の参入による新たな大型施設園芸団地の整備が進められており、町内における農業の多様化が期待される。

本町は、このような農業・農村を巡る多くの課題に加え、安全・安心な食料の安定供給や環境への配慮、消費者視点の一層の重視、担い手に特化した政策への対応など、大きな変革期を迎えている。

(2) 今後の方向

本町では、今後も基幹作物である水稻、特に「ごてんばこしひかり」のブランド化を御殿場農業協同組合と協力して推進し、米価向上を目指していく。さらに水稻を中心とした複合的農業経営を推進するため、ほ場整備、農道、用排水路等の基盤整備を計画的に実施する。また、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等により農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手の育成や集落営農の組織化、法人化への誘導等を図る。さらに、道の駅の農産物直売所や隣接の御殿場市にオープンした農産物直売所（ファーマーズマーケット）で販売する野菜の充実が求められていることもあり、水かけ菜に加えて、わさび・豆類・トマト等を地域特産物として位置づけ、安定した収量・品質の向上、作付面積の拡大等に取り組む。

優良農地は、農業生産の基礎であり、国土の保全、環境の保全など多面的機能を有するため、当該農地の確保を図ることを基本に、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

併せて、環境保全型農業を推進するとともに、他産業との連携により、地元での生産・加工・販売・消費による6次産業化及び循環型経済の確立に努める。

さらに、居住環境の整備による定住条件の確保に努めるとともに、首都圏に近い立地条件や富士箱根の美しい景観をいかしたグリーン・ツーリズムを推進する。

ア 優良農地の確保・保全

- ・多面的機能を有する優良農地の確保、保全を図りつつ、農村地域の秩序ある土地利用の形成を推進する。
- ・農地等を保全するための地域の共同活動や、水路、農道の長寿命化等の取組への支援等により、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努めていく。

イ 農業生産基盤の整備

- ・用排水施設が未整備で不整形な水田も一部に残されていることから、営農の効率化とともに担い手への農地集積を促進するため、水田等の区画整理を推進する。
- ・老朽化等により機能低下している土地改良施設は、適切な更新整備により機能の維持を図る。

ウ 担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、効率的かつ安定的な経営体を育成するため、関係機関との連携のもと、他産業従事者なみの所得及び働き方改革に沿った労働環境の整備等によって農業に取り組みやすい環境づくりを地域ぐるみで推進するとともに、研修会の実施等によって高度な技術、経営能力の養成を図る。
- ・人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等を活用し、担い手への農地の利用集積を進めるとともに、農作業の受委託を促進する。
- ・認定農業者制度の有効活用を図り、これまで以上に個別経営については、可能な限り認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地域では集落営農の組織化、法人化を進める。

エ 消費者ニーズへの対応

- ・農産物の高品質化と消費拡大を促進し、「ごてんばこしひかり」等の農産物のブランド化や6次産業化を推進する。
- ・消費者の健康志向等のニーズに的確に対応した売れる農産物づくりを推進する。
- ・各種イベントや学校給食への提供、食育活動、道の駅や農産物直売所の活用等により地産地消を推進し、食や農への関心を高め、生産者と消費者との良好な関係作りを進める。
- ・減農薬・減化学肥料栽培への支援、堆肥供給システムの研究などによる環境保全型農業の推進に加え、生産履歴などの情報を消費者に提供するトレーサビリティシステムの導入等を推進し、安全・安心な農産物の生産・供給を図る。

オ 集落環境の整備

- ・美しい自然、田園環境・景観を保全しつつ、集落道、農村公園をはじめとした生活環境施設の適切な維持管理により、定住条件の確保を図る。
- ・木質バイオマスを活用し、二酸化炭素の排出量削減のほか、農林業などの地域経済の維持・活性化を推進していく。

カ 交流型農業の振興

- ・多彩な地域資源等を活用し、農村活性化センター「ふじあざみ」や道の駅「ふじおやま」「すばしり」を拠点として都市との交流促進を図る。
- ・町民が身近に農業とふれあい、地域農業への理解を深めることができるよう、市民農園の活用を推進する。
- ・首都圏に近い立地条件を活かし、美しい田園環境とあわせた体験農園等の活用により、グリーン・ツーリズムを推進する。
- ・東名高速足柄SA周辺に建設予定の大型リゾートホテル（アクアイグニス）内に農産物販売所も設置される計画であるので、首都圏等からの宿泊客に小山町の農産物をPRしていく。

2 農業振興地域整備計画の特色

(1) 経過と変更の理由

本町では、昭和47年度に農業振興地域の指定を受け、昭和49年度に農業振興地域整備計画を策定し、その後の農業情勢の変化、都市的土地利用の増加等に対応すべく、平成7年度、13年度、21年度、27年度に定期変更を実施するとともに、毎年の随時変更により個別の土地需要等に対応してきている。

しかし、近年の都市化、情報化の進展をはじめ農業や農村を取り巻く社会的・経済的情勢は大きく変化し、これに伴って第1次産業から第2次・第3次産業主体へ本町の産業構造も少しずつ変化し、農業就業者の減少や遊休農地の増加等が進行している。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、「静岡県農業振興地域整備基本方針」や町の総合計画その他諸計画との整合をとるため、総合的に見直すものである。

(2) 計画の特色

農用地利用計画では、農地情報公開システムを活用した土地利用現況調査等により農用地の利用実態を把握した上で、農地法や農業振興地域の整備に関する法律の改正による転用規制の厳格化や、集团的農用地の規模基準の引き下げ等を踏まえつつ、本町の農業の発展につながる適正な土地利用計画として策定する。

一方、農用地利用計画以外の計画では、基幹作目の水稻を中心とした農業の振興を図るため、農

業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の育成・確保や、農用地の保全などを推進することとした。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、静岡県北東端に位置し、東を神奈川県、北を山梨県に接する県境の町である。

地形は、周囲を富士丹沢山系に囲まれた盆地状をなしており、河川は鮎沢川、佐野川、須川、野沢川等が流れ、比較的水利に恵まれている。

市街地・農地は、海拔およそ250mから800mの間の平坦地、緩傾斜地帯に位置する。そのため、東海地方にありながら夏も比較的過ごしやすい気候で、年間平均気温は13.8℃、年間降水量は約1,660mmとなっている。（資料：平成25年度版小山町の統計）

道路網は、東名高速道路と、それに平行して走る国道246号の他、国道138号、東富士五湖道路や県道8路線などを主要幹線とし、これらに連絡する主要町道によって構成されている。また、平成24年4月に新東名高速道路の県内区間が一部開通し、本町の通過区間についても令和5年の開通を目指し整備が進んでいる。

鉄道は、国道246号と平行してJR御殿場線が通っており、小田急小田原線の相互乗り入れにより、新宿駅に直結するなどの利便性を有している。

古くから交通の要衝の地である本町は、徒歩による移動が主だった時代に街道の宿場町として繁栄し、鉄道に比重が移った時代に駅周辺が活性化し、さらに自動車交通が主流になった現代、幹線道路である国道246号、国道138号沿道への建物立地が進むなど、交通機関の変遷に多大な影響を受けて発達してきている。また首都圏に近い立地条件をいかして、ゴルフ場や富士スピードウェイ、富士霊園といった大規模施設に加え、富士小山工業団地やハイテクパーク富士小山工業団地等の整備とともに、これまで、東富士リサーチパークや富士小山わさび平への企業の研修所・保養所等の立地を促進してきたところである。

そして今後も本町は、新東名高速道路などの広域交通の整備促進とあわせ、企業の研究・開発機関の誘致、富士山の世界文化遺産登録を契機とした既存の観光機能の充実や新たな観光・レクリエーション機能の創出など、首都圏への近接性と交通利便性を活かしたまちづくりが必要となっている。

そのため、新東名高速道路の通過点となる、（仮称）小山PA周辺地区、湯船原地区、富士わさび平地区、そして、東名高速道路の足柄SA周辺地区の5か所では、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組として、防災機能の強化と産業基盤の構築等を推進する。この取組の中で、地場産品販売所の設置や自動車関連産業の集積、木質バイオマス発電所の建設や次世代園芸施設の整備、工業用地の創出、住宅団地の整備等を進め、防災・減災と地域の活性化を図っていく。

農業振興地域は、市街化区域及び国有林地、企業宅地、東富士演習場、ゴルフ場敷地を除いた約4,885haが指定されている。その土地利用の現状は、農用地面積約832ha（17.0%）、森林原野約3,707ha（75.9%）、その他約323ha（6.6%）となっている。

今後は、優良農地の確保・保全を基本として、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組をはじめ、地域の振興上必要な様々な計画との調整に留意しつつ、総合的かつ計画的な土地利用を推進する方針である。

農地に関しては、多面的機能の発揮と重点作物である水稲を中心とした農業の振興を図るため、地域の実情にあった区画整理や農道、用排水路などの農業生産基盤整備等とともに、農地の集積・集約化、高度利用等を推進し、その保全と有効利用を図っていく。一方、世界文化遺産に登録された富士山の景観を活かした魅力的な農村づくりとともに、グリーン・ツーリズムを推進し、地域の活性化を図っていく。また近年問題となっているイノシシ等の害獣による農作物の被害を軽減させるため、地元猟友会と協力して駆除に努めるほか、農業者による防護柵等の設置助成を実施する。

以上、構想に基づく用途別土地利用と移動の構想は次のとおりである。

単位：ha、%

年次	区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和2年)		832.03	17.0	23.01	0.5	3,706.53	75.9	323.43	6.6	4,885.00	100
目標 (令和12年)		822.03	16.8	23.01	0.5	3,706.53	75.9	333.43	6.8	4,885.00	100
増減		△ 10.00		0.00		0.00		10.00		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地832haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約416haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

- a 10ha以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・多面的機能の維持・発揮を図るために確保する必要がある土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる土地
- (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる土地
- (c) 国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で農用地として存続が困難な土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

現在事業実施中又は調査計画中の区域内の森林、原野等については農用地区域を設定する。

土地の種類	所在 (位置)	所有者又は 管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
森林、原野等	A地区	私有地	2.03	田、畑	ほ場整備
計			2.03		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町は、比較的平坦地に水田が分布し、以前から水稻を中心とした農業が展開されてきた。しかし、ほ場整備の未実施地区を中心に農地の遊休農地が目立つようになっている。また、農地の多くは、山間地という地形の影響により、小規模・不整形であるほか、富士火山灰に覆われ、低温多湿で、作物の生育には良くない条件が重なっているのも遊休農地の増加の一因といえる。

そのため、本町はこれまで、中山間地域総合整備事業等をはじめとする基盤整備の実施と利用権設定等の促進により、農地の集団化を図り、作業の機械化や省力化を進めているところである。

今後も、中山間地域総合整備事業や新たな基盤整備を推進するとともに、農地情報公開システムを活用して、農地中間管理機構の協力のもと農地の流動化を推進し、担い手に対して積極的に優良農地の集積を図るなど、規模拡大による経営の安定化と農地の効率的な利用を推進する。また、水田の高度利用を進めるため、水かけ菜やかんしょ、大豆などの作付けを行い、地域特産物として産地化を目指す。

一方畑地では、いも類、野菜類、お茶など様々な作物の栽培が行われているが、自家消費がほとんどである。今後は、自然条件に適した品種の導入、栽培技術の平準化、生産ロットの確保等、産地体制の強化を図り、安定した農業の確立を目指す。

さらに、農村風景や集落環境の保全に配慮しながら、地域資源をいかしたグリーン・ツーリズムや、市民農園の活用など、都市や地域に開かれた農業空間を創造する。

地区別土地利用の方針は以下のとおりである。

(ア) 北郷地区（A地区）

本地区は、町全体農地の8割以上を占め、その内ほ場整備等の基盤整備が完了した優良農地は約2割となっている。現在も中山間地域総合整備事業や経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）により基盤整備が行われ、担い手の多くが水稻専作に取り組んでいる。今後もほ場整備や農道、用排水路等、基盤整備を推進し、生産性の高い農業の確立を図る。

また、湯船原地区では、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の一貫として、大規模施設園芸によるトマト等の野菜栽培を推進していく。

一方、阿多野地区では、水稻の裏作として水かけ菜を栽培しており、より一層収量の増大・作付け拡大の取組を推進する。

また、地産地消・交流拠点である道の駅「ふじおやま」「すばしり」や農村活性化センター

「ふじあざみ」の活用促進を図るとともに、野菜の収穫といった体験活動の場を設け、都市農村交流の拡大を図る。

さらに、(仮称) 小山PA上下線には、地場産品直売所を設置し、地元農家をはじめ、地域産業との連携により活性化を図っていく。

(イ) 足柄地区 (B地区)

本地区は、河川沿いに点在する山間地の水田が多く、平坦地に比べ農業生産は不利である。今後は、水田を中心としたほ場や用排水路の整備等を行うため、現在実施している中山間地域総合整備事業や既存農道の機能保全対策等を推進し、生産性の高い農業の確立を図る。また、農産物直売出荷組合が設立されたことから、畑地については、かんしょ、だいこん等の一般野菜等の振興を図っていくとともに、畜産農家については、飼料用作物の作付支援を充実し、経営の拡大を図る。

さらに、一部を市民農園として農業体験に提供する農村公園を有効活用し、都市や地域住民の農業とのふれあいや農家との交流促進を図る。

(ウ) 小山地区 (C地区)

本地区は、水田、畑地の経営形態及び立地条件が足柄地区と類似している。今後も中山間地域総合整備事業等を推進し、農作業の効率化、省力化に努め、基幹作目である水稻や、畑地における、かんしょ、だいこん等の一般野菜の振興を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況 将来
A地区 (北郷)	325.13	325.13	0.00	—	—	—	—	—	—	22.53	22.53	0.00	347.66	347.66	0.00	3.19
B地区 (足柄)	43.79	43.79	0.00	—	—	—	—	—	—	0.46	0.46	0.00	44.25	44.25	0.00	0.00
C地区 (小山)	47.08	47.08	0.00	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0.00	47.10	47.10	0.00	0.04
計	416.00	416.00	0.00	—	—	—	—	—	—	23.01	23.01	0.00	439.01	439.01	0.00	3.23

(注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。
2 —は該当なし

イ 用途区分の構想

本地域の農地は、4つの主要河川により比較的水利に恵まれている。その水系に沿った平坦地

に水田が広がり、標高300～800mの間の傾斜地に畑地が点在している。今後も農地としての利用を推進するため、農業生産基盤整備、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等を活用しつつ、農地の集積・集約化や高度利用等を推進する。

地区別用途区分の構想は以下のとおりである。

(ア) 北郷地区（A地区）

本地区は、水田が広がり、中山間地域総合整備事業、経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）等により基盤整備が行われている。今後は、基盤整備の未施行区域の整備を進めるとともに、良質米や地域特産物として需要が高まりつつある水稻裏作の水かけ菜、大豆などの作付けを積極的に進め、水田の高度利用を推進する。

(イ) 足柄地区（B地区）

本地区は、山間部に位置した谷間農地が多く、河川に沿って水田や畑地が混在している。傾斜地で小規模農地のため、機械化の条件に恵まれていない。今後は、農道や用排水路の整備など農業基盤整備を重点的に実施し、優良農地の確保、保全を図る。畑地については、一般野菜や酪農の振興を図る。

(ウ) 小山地区（C地区）

本地区は水田、畑地の経営形態及び立地条件が足柄地区と類似している。今後は、水田における水稻及び水かけ菜などの優良産地銘柄化の推進、畑地での一般野菜の振興を図るため、足柄地区同様、基盤整備を促進し、農地の集積・集約化を進め、農地の効率的な利用を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町では、昭和36年から東富士演習場対策事業や県及び町単独土地改良事業、構造改善事業等によりほ場整備をはじめとした基盤整備が行われている。

さらに現在、中山間地域総合整備事業等により、ほ場整備等の基盤整備を進めるとともに、作業の機械化を推進することで効率的な農作業を進め、遊休農地の発生抑制や生産性の高い農業の確立に努めている。

しかし、近年の担い手不足等から農地の遊休農地化が目立ち始めている。また、用排水施設が未整備で不整形な水田も一部あり、また、土地改良施設にも老朽化等により機能低下しているものが見られている。

そのため今後も、現在実施している中山間地域総合整備事業の推進に努めるとともに、経営体育成基盤整備事業等による区画整理等を推進する。また、既存農道の点検診断により路面改良などの保全対策を行い、農地の通作条件の改善や集出荷の効率化を図る。

なお、整備にあたっては、環境や景観との調和に配慮し、世界文化遺産に登録された富士山のふもととの町にふさわしい空間形成を推進する。

以上の基本方向に基づく地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。

(1) 北郷地区（A地区）

本地区は、優良農地の集積が高い水稻中心の地区である。経営体育成基盤整備事業や中山間地域総合整備事業によるほ場整備が進んでいるものの一部には用排水施設が未整備で不整形な水田も残っている。そのため、今後もほ場整備、農道の点検診断、保全対策等を推進するとともに、農地の集積・集約化を積極的に進め、優良農地の確保を図る。

(2) 足柄地区（B地区）

本地区では、水稻を中心に畜産との複合経営等が行われている。しかし、河川沿いに点在する水田が多く、まとまった農地が少ないため、機械の搬入等が困難な地区である。今後は、効率的な農作業を進めるため、中山間地域総合整備事業によるほ場整備や農道の点検診断、保全対策等を推進するとともに、農地の集積・集約化を積極的に進め、優良農地の確保を図る。

(3) 小山地区（C地区）

本地区は、中山間農地が多く、河川沿いに水田が散在している。また平坦地は、市街化の進展により、農地を確保することが困難となっている。今後は、中山間地域総合整備事業によるほ場整備等を推進するとともに優良農地の確保を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営経営体育成基盤整備事業 (高根西部一色地区)	ほ場整備 6.4ha	北郷地区 A	6.4	1	H29～R5 155,000千円
県営中山間地域総合整備事業 (足柄金時地区)	ほ場整備 45.6ha、 農道 990m、 農用排水 353m	北郷、足柄、 小山地区 A, B, C	51.0	2	H22～R2 1,428,322千円
県営中山間地域総合整備事業 (北郷南西部地区)	ほ場整備 38.2ha (4地区)	北郷、小山地区 A, C	38.0	3	H26～R3 972,000千円
一般農道整備事業(駿東地区)	舗装補修工 8,500m、 橋梁耐震補強工 1橋	北郷、足柄地区 A, B	203.0	4	H28～R8 586,000千円
県営経営体育成樹園再編整備 事業(旧畑地帯総合整備事業) (アグリふじおやま)	農道 1,840m、 農業用排水施設 21.2ha、 農用地開発 21.2ha	北郷地区 A	25.8	5	H29～R5 1,308,375千円
県・農地耕作条件改善事業 (小山棚頭地区)	ほ場整備 12.1ha	北郷地区 A	12.1	6	R4～R9 300,000千円
県営中山間地域総合整備事業 (小山地区)	ほ場整備 40ha 農業用水路400m	北郷、足柄、 小山地区 A, B, C	40	7	R4～R10 936,000千円

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林は、富士山麓及び箱根外輪山を除き、ほとんどが人工林で占められている。また、本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型となっている。

そのため、今後は農業生産基盤整備事業等による農業の省力化、経営の合理化により、余剰労働力を林業振興に投資していく。また、近年の異常気象による大雨等が多発する状況に対応するため、森林のもつ保水や災害を防ぐ国土保全、大気の浄化などの多面的機能が充分発揮できるように、その適正な保全を図っていく。

4 他事業との関連

東富士演習場内の荒廃による悪水の流出を防止するため、東富士演習場周辺障害防止対策事業、治山治水事業、緑地帯設置事業等を今後も継続実施し、農用地への悪影響を阻止する施策を推進する。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、食料の安定供給機能の他に保水や災害を防ぐ国土保全、大気の浄化や豊かな生態系の維持などの多面的機能を有している。

しかし、近年の農業従事者の減少、高齢化に伴い、遊休農地は増える傾向にある。いったん遊休農地化すると周辺農用地へ悪影響を及ぼすことはもとより、耕作可能な農用地への復旧は、多大な投資と労力を要することになる。加えて現在、農業生産全体の在り方を環境保全重視へ転換していくことが求められている。

このため、中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金制度等を積極的に活用し、農地・農業用施設等の地域資源の保全に関する地域の共同活動や、環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動、水路、農道の長寿命化等を支援し、「美しく品格のある邑づくり」の取組を進め、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努めていく。また、農業生産基盤整備事業をはじめ、鳥獣被害対策、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業の活用等による担い手への農地の利用集積を推進する。さらに、農業体験農産物、直売所など体験学習・ふれあいの場づくりなどグリーン・ツーリズムを推進することにより、遊休農地の発生抑制と解消を図る。

一方、老朽化が目立つため池や農業用水路については、漏水等の補強対策を行うとともに適切な維持管理を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
中山間地域等直接支払事業 (湯船地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	小山地区 C	11.9	1	R2~R6 2,918千円
中山間地域等直接支払事業 (下原地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	小山地区 C	3.2	2	R2~R6 875千円
中山間地域等直接支払事業 (水ノ音地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	小山地区 C	2.3	3	R2~R6 481千円
中山間地域等直接支払事業 (駒取場・長宝作地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	足柄地区 B	2.8	4	R2~R6 587千円
中山間地域等直接支払事業 (長代久保・吹上地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	足柄地区 B	2.7	6	R2~R6 553千円
中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	足柄地区 B	3.5	7	R2~R6 744千円
中山間地域等直接支払事業 (花戸地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	足柄地区 B	1.2	8	R2~R6 226千円
中山間地域等直接支払事業 (古城向地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	足柄地区 B	1.3	9	R2~R6 268千円
中山間地域等直接支払事業 (所領地区)【5期】	中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保	足柄、小山地区 B, C	5.8	10	R2~R6 1,116千円
多面的機能支払交付金 (上野地区)	農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動)	北郷地区 A	13.1	11	H28~R2 686千円 上野南部みのり会
多面的機能支払交付金 (上野地区)	農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動)	北郷地区 A	20.0	12	H31~R5 932千円 上野美農里の会
多面的機能支払交付金 (一色地区)	農地維持支払	北郷地区 A地区	5.98	13	H29~R3 182千円 境沢水利環境保存会
多面的機能支払交付金 (吉久保地区)	農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動)	北郷、小山地区 A, C地区	31.0	14	H28~R2 1,634千円 吉久保地域保存会

3 農用地等の保全のための活動

農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。そのため、農業委員会や御殿場農業協同組合等の関係機関と一体となって利用権設定による認定農業者への農地の利用集積等を促進し、効率的な農地の利用を進める。

また本町は、富士山麓に位置し、中山間農地が多い。平坦地に比べ、農業の生産条件が不利な中山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、中山間地域等直接支払の実施などにより、耕作放棄の防止を推進する。さらに、農業生産基盤整備事業により急傾斜の農地を改善し、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等を活用した担い手への集積により、より一層の効率的農地利用を行う。

また、中山間地域等直接支払事業に加えて、町内4地区において多面的機能支払交付金を活用した地域資源の質的向上のための取組が行われている。今後もこれらの共同活動に取り組む組織を支援し、景観形成や農道、水路等の長寿命化を支援していく。

一方、近年、中山間農地を中心に、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンなどによる鳥獣被害が増加し、被害に伴う営農意欲の減退と遊休農地の増加が進行している。そのため、野生鳥獣の捕獲や野生鳥獣の餌となる生ごみや放任果樹の撤去、鳥獣被害防護柵の設置支援など、地域一体となった鳥獣被害対策を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町では、広葉樹が森林面積のほぼ半分を占め、恵まれた自然をいかした良好な景観が形づくられている。

今後は、自然保護を基本として町民の憩いの場や学習の場、グリーン・ツーリズム、水源の森づくりなど、森林のもつ多面的機能を活用しながら、適正な保全を図っていく。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町は、豊かな水利と緑に恵まれ、水稻を中心とした農業が展開している。

しかし、近年の担い手の兼業化や高齢化等により中山間地を中心に農地の遊休農地化が進行している。一方で本町の農業は、農地の自己完結的耕作意向・資産的土地保有志向が依然として強く、これまで農地の集積・集約化に進展はあまり見られなかったが、近年は場整備を実施した地区を中心に農地中間管理機構を活用した集積は増えつつある。

そのため、今後も水稻を中心とした本町農業の振興を図るため、中心的な役割を果たす認定農業者を積極的に育成するとともに、担い手を中心とした生産組織の確立を促進する。同時に、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等を活用し、農地の集積・集約化を積極的に行い、経営規模の拡大に努める。

また、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良な経営事例を踏まえつつ、目標年間農業所得を650万円程度、目標年間労働時間を1,800～2,000時間程度の水準に定めるとともに、以下のように営農類型ごとの指標を設定する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	集約化目標面積 (ha)
個別経営体	水稻+作業受託	10.0	水稻7.0ha+作業受託3.0ha	6	60.0
	水稻+水かけ菜	4.0	水稻4.0ha+水かけ菜0.5ha	14	56.0
	水稻+わさび	1.3	水稻1.0ha+わさび0.3ha	2	2.6
	水稻+施設園芸	1.8	水稻1.5ha+施設園芸0.3ha	1	1.8
	酪農	6.0	搾乳牛 40頭、育成牛 20頭、草地面積 6.0ha	1	6.0
合 計				24	126.4

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月変更）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

今後も水稻を中心とした本町農業の振興を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて、農地中間管理（農地バンク）事業による利用権設定や農作業の受委託を促進することにより、担い手への農地の利用集積を推進する。また、担い手の育成と集落営農の組織化・法人化への誘導を図るとともに、遊休農地の解消、裏作物導入、耕畜連携による地力の維持増進等に取り組み、効率的な農地利用を推進する。

ア 北郷地区（A地区）

本地区では、ほ場整備が完了した優良農地が集積しており、さらに今後もほ場整備事業の実施を予定している。そのため、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成をいかすため、利用権設定等促進事業や、農地中間管理（農地バンク）事業等を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。また現在湯船原地区で進行中の大規模施設園芸の推進を行う。

イ 足柄地区（B地区）、小山地区（C地区）

本地区は、市街化が進展しており、優良農地の確保が重要な課題となっている。今後も、急傾斜の農地の改善のための基盤整備事業等を実施し、優良農地の確保とより一層の効率的農地利用を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（1） 認定農業者等の育成対策

認定農業者制度の有効活用を図り、これまで以上に個別経営については、可能な限り認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地区では積極的に集落営農の組織化を進める方向とする。

特に本町はこれまで、各部農会単位で良質米生産組合が生育調査や食味管理を行い、生産技術の向上に努めてきた経緯がある。また、御殿場小山中核農業者協議会の作目別部会では、生産コストの低減や品質向上のための技術改善等を研究していることから、今後も作物別部会の活発な活動を支援する。

（2） 農地中間管理（農地バンク）事業、利用権設定等促進事業等による農用地の集積・集約化対策

農業委員会等による農地集積・集約化掘り起こし活動の強化や、人・農地プランの実質化の取組推進等を通じて、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を促進する。また、本町、農業委員会、御殿場農業協同組合は、農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動、情報交換、事業協力等を進め、農地バンク事業を促進する。

（3） 農作業の受委託の促進対策

農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等を進め、農作業の受委託による実質的な作業単位の拡大を図る。

（4） 地力の維持増進対策

町内での効率的な堆肥供給システムの研究を活用し、耕種農家と畜産農家の連携強化により、家畜排せつ物の適正な管理・利用を推進し、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極

的に活用していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型であることから、林業は農閑期に限られ、健全な森林の育成が成されていない。今後、森林経営管理制度の活用により、行政に経営管理を委託したり、農作業の受委託や人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等により、農用地の利用権の設定等ができる体制作りを推進するなど、農業経営と林業経営の安定した両立を図る。

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業は、農産物の輸入自由化、全般的な交通輸送網の整備や保蔵・輸送技術の発達による産地間競争の激化などにより様々な問題を抱えている。

このような厳しい現状に対応するためには、予冷施設の整備、共販体制の確立など農業施設の近代化を推進し、より高品質で生産性の高い農業を確立することが重要となる。

また、近年、食品の安全・安心に対して消費者の関心が高まっているため、エコファーマーの育成等を通じた環境保全型農業の推進や、消費者ニーズに対応した売れる農産物づくりと消費者への適切な情報提供を可能とするトレーサビリティシステムの導入等が必要となっている。

さらに新東名高速道路の開通等による交通利便性の向上を契機として、農林産物等の地域資源の有効活用による6次産業化やブランド化の推進が期待されている。また、豊富に存在する木質バイオマスを活用した農林業等、地域経済の維持、活性化も重要な課題となっている。

これらを踏まえた作目別の近代化施設の整備方向は次のとおりである。

(1) 水稻

本町では、基幹作物である水稻を中心とした栽培が行われている。水田は比較的平坦地に広がっているが、それ以外の中山間農地は、小区画不整形で農道、用排水路が未整備のため農作業の機械化は遅れている。

今後は、効率的な機械導入を行うための基盤整備を実施し、農地の集団化を進めるとともに、農作業の受委託や育苗施設の共同化を進める。

また、ほ場整備の実施とあわせてICTを活用した水管理システムの導入を推進する。

さらに、種子更新率の向上やトレーサビリティシステムの導入および地図情報管理システム、食味計を活用した良食味米の生産に取り組むとともに、減農薬・減化学肥料による安全・安心な「エコ栽培米」の生産により、消費者に信頼される米づくりを推進する。加えて、米粉を使用したバームクーヘン等、6次産業化の推進による新たな米の利用拡大にも取り組む。

(2) 水かけ菜

基幹作目である水稻の裏作として定着している水かけ菜は、現在阿多野地区を中心に栽培が行われており、本町の特産物となっている。道の駅や御殿場農業協同組合のファーマーズマーケットでも販売の目玉となっている。しかし、時期的に収穫期間が短く、清涼な湧水を必要とするなど、生産地の拡大が困難な上、収穫が冬期の手作業となり、重労働と農家の高齢化により、生産の拡大が進んでいない。

今後も系統選抜等による優良品種の確保を図るとともに、出荷時期の延長や漬物以外のふりかけやお茶漬けなど、加工食品の開発を積極的に行う。また、将来的には、流通・加工・販売を一体化

する直売施設の整備や冷凍施設の設置による販売・出荷時期の延長等通年供給できる体制への転換を検討していく。

(3) 畜産（乳用牛）

畜産は、大規模酪農経営を展開しようとする意欲的な農家によって経営されている。共同販売と産地銘柄化に関しては、本町と御殿場市の畜産農家が共同で独自ブランド「乳しぼり」の牛乳1リットルパックの発売を行っており、生産者自身がパッケージをデザインするなどして、好評を博している。また、小中学校の給食へも供給されており、地産地消の役割も果たしている。

今後は、自給飼料の確保及び良質堆肥の積極的な有効利用を推進し、経営の安定化を図っていく。また将来的には、フリーストールやミルクキングパーラー等のさらなる導入による作業の効率化等も検討していく。

(4) わさび

わさびについては、栽培できる適地が限られていることもあり、生産量の拡大については進んでいない。近年、技術改革によりわさび田による栽培が比較的簡単にできるようになったため、病害虫防除体系の確立を検討し、産地化を目指す。

(5) 施設園芸（トマト）

本町の施設園芸は、上野地区でトマト栽培が行われている。「金太郎トマト」として道の駅「ふじおやま」で販売されているほか、規格外品を利用した新たな商品の開発を目指し6次産業化への取組も行われている。

今後も、6次産業化への支援、省エネルギー化への支援を行い、経営の安定化と所得向上を図っていく。

また、湯船原地区では、バイオマス資源活用等産業拠点整備が進められており、次世代施設園芸導入加速化支援事業を活用した低コスト耐候性ハウスのほか、育苗のための植物工場等、先端技術を集積し地域資源を活用した県内最大規模のトマト等の生産団地を整備していく。

(6) 大豆

大豆は、水田における土地利用型農業を活性化するための振興作物である。

農地の集積・集約化による農地の団地化や担い手への農地の集積に取り組み、大型機械の効率的利用を図ることで生産コストの低減を図る。

(7) さつまいも

御殿場農業協同組合ではさつまいもの6次産業化の取組として、平成29年度に「JA御殿場さつまいも加工組合」を設立し、さつまいも加工品による農家所得の安定を図っている。本町としても御

殿場・小山地区における干し芋を地域特産物とするため、販路の拡大を目指し町内の道の駅等での販売を進めていく。

加工の際、端材の発生が課題となっているため、今後は端材の利活用についてもスイーツ等に利用できないか研究していく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の 種類	位置及び規模	受益の範囲			利用 組織	対図 番号	備考
		受益 地区	受益 面積 (ha)	受益 戸数 (戸)			
地場産品 販売所	販売施設 一式	全地区	—	—	—	1	足柄SA周辺 大型ホテル
次世代 施設園芸	園芸施設 一式 エネルギー供給施設 一式 種苗生産施設 一式 集出荷施設 一式	全地区	—	(株)サン ファーム 富士小山 (仮)	—	2	湯船原地区
次世代 施設園芸	園芸施設 一式 エネルギー供給施設 一式 種苗生産施設 一式 集出荷施設 一式	全地区	—	(株)サラダ ボウル	—		湯船原地区

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型である。そのため今後は、農業の省力化、経営の合理化により余剰労働力を林業に投資し、林業の振興を図っていく。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

他産業に比べ、安定した生産や所得の確保が遅れていることから、農家の減少が進み、農業生産力の弱体化が進行している。

また、近年の新規就農者は、他産業からの参入者がほとんどで、これら就農希望者に対する農業技術の習得の場は少なく、わずかな農家の受入れにより対応している。

そのため今後は、新規就農者を確保し、担い手を育成していくために、がんばる新農業人支援事業等を活用し、多様な担い手に対応した情報提供や研修機会の充実を図っていく。

また、足柄ふれあい公園に併設するふれあい農園では、農業体験機会を提供している。今後も、農業に親しみ接する機会を提供することにより農業への理解と関心を深め、新たな担い手の確保に努めていく。

さらに、湯船原地区で整備を進めているトマト等の野菜生産団地では、生産に携わる人材を30名程度雇用しており、今後さらに規模拡大する予定となっているため、今後も雇用創出への取組を継続して支援していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本町の過去5年間新規就農者は1人であり、過去10年間横ばいの状況となっている。しかも農業従事者は高齢化しており、今後も本町が水稻・水かけ菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。そのため、農業次世代人材投資資金制度やがんばる新農業人支援事業等を活用し、新規農業者の経営が円滑にスタートし、その後も確実に経営が継続されるよう、就農準備等に必要な資金手当てや農地の取得などへの支援等を町、農業委員会、御殿場農業協同組合など関係機関と一体となっていく。

さらに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営での実践的研修等を通じて、担い手の育成を積極的に推進する。

一方、町内農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に参加を呼びかける等、地域農業への積極的な参加・協力を促進するとともに、担い手として女性の能力を十分に発揮するための研修等を充実する。また、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、農

福連携の取組や、高齢者、非農家等の労働力の活用等を検討する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林は、経営形態のほとんどが農業複合型であり、生産活動は厳しい状況にある。今後は、林業経営の安定化を図るため、林業団体の育成・強化に努めるとともに管理の行き届いた良好な森林の育成に努め、保水や災害を防ぐ国土保全、大気の浄化などの多面的機能を持つ森林の保全・確保を推進する。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

第1次産業を取り巻く厳しい労働環境や経営環境などにより、農業後継者の減少が進む中、安定した収入や休日を求めて、第2次、第3次産業に就業する農業者が年々増えている。

しかしながら、一部の農業従事者は、日雇、臨時雇用として生計を立てているため、就業相談の推進を図り、農閑期における雇用対策の充実を図る。

今後は、離農や兼業化が進む中で、農業従事者の希望にかなった就業機会を確保するため、本町や御殿場市内の至近距離の農村地域へ優良企業を積極的・計画的に誘致していく。

また、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進により、既存産業の高度化、高付加価値化を図るとともに、ふるさとおこしなど特色ある地域産業の振興を推進し、安定的な就業の場の確保に努める。

単位：人

区分		従業地								
I	II	町内			町外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	漁業	0	0	0	2	2	4	2	2	4
	鉱業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	建設業	15	7	22	15	2	17	30	9	39
	製造業	53	24	77	112	10	122	165	34	199
	卸・小売業	0	0	0	3	2	5	3	2	5
	金融・保険業	3	3	6	29	5	34	32	8	40
	不動産業	5	5	10	3	3	6	8	8	16
	運輸・通信業	11	0	11	11	5	16	22	5	27
	電気・ガス・水道業	2	0	2	2	0	2	4	0	4
	サービス業	62	57	119	103	91	194	165	148	313
	公務	39	30	69	41	15	56	80	45	125
	小計	192	126	318	321	135	456	513	261	774
自営業	漁業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	3	2	5	3	0	3	6	2	8
	製造業	3	3	6	2	0	2	5	3	8
	卸・小売業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	8	7	15	3	2	5	11	9	20
	運輸・通信業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	電気・ガス・水道業	3	2	5	0	0	0	3	2	5
	サービス業	18	21	39	10	2	12	28	23	51
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	41	35	76	18	4	22	59	39	98
出稼ぎ	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇 臨時雇	漁業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	2	0	2	3	0	3	5	0	5
	製造業	2	17	19	5	3	8	7	20	27
	卸・小売業	2	2	4	0	0	0	2	2	4
	金融・保険業	2	5	7	0	2	2	2	7	9
	不動産業	3	2	5	2	7	9	5	9	14
	運輸・通信業	0	2	2	0	2	2	0	4	4
	電気・ガス・水道業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	サービス業	14	65	79	15	53	68	29	118	147
	公務	3	7	10	3	3	6	6	10	16
	小計	30	100	130	29	70	99	59	170	229
総計	263	261	524	368	209	577	631	470	1,101	

(注) 1 目標：令和12年(2030年)

2 資料：農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、農業従事者に対する就業相談活動、企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整、地場産業への就業者の確保等の施策を行う。この基礎的な資料とするため、定期的にアンケート調査を行い農業従事者の就業状況と就業意向等を把握する。

(2) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

現在、町商工会において就業斡旋、就業指導及び保険等の指導を行っているが、今後は町、企業、職業安定所の3者の連携を密にして雇用情報の収集に努め、現在町内に建設中の工業団地を中心に地元農業従事者の企業への就業につなげていく。

(3) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

今後、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の一環として、優良企業を積極的に誘致していく予定である。そのため、企業用地として企業誘致が可能な地域の地権者及び地域関係者等の意向を十分に調査したうえで、農業従事者の就業機会の確保が期待できる企業を計画的に導入することを検討する。また、企業の導入にあたっては農業と工業の調和のある発展を図り、就業機会の創出及び地域の活性化を推進する。

(4) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業者の確保対策

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の観光拠点整備により都市との交流を広げるとともに、地場産品販売所、大規模施設園芸施設等の整備により6次産業化を推進し、地域の担い手が活躍できる就業機会の拡大を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対函 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
地場産品販売所	販売施設 一式	全地区	—	1	足柄SA周辺 大型ホテル
次世代施設園芸	園芸施設 一式 エネルギー供給施設 一式 種苗生産施設 一式 集出荷施設 一式	全地区	—	2	湯船原地区

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型であることから、今後は、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組における湯船原地区内の林業エリアに設置された原木流通センターや木質バイオマス発電所などの林業関連施設や、林業事業体との連携による雇用の場の拡大により、農業従事者の安定した就業を図る。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町では、都市化や混住化、核家族化の進行、価値観の多様化などに伴い、地域社会における町民の連帯感が希薄化し、地域のコミュニティ活動に支障を来しているところがある。

また近年、人口の減少が進むとともに少子高齢化が進み、今後もこの傾向が続くものと予想されている。

このような中、今後、農村の活性化と本町農業の持続的発展を図るためには、都市との交流や地域におけるコミュニティ活動を促進するとともに、担い手の確保とその定住条件の整備を図ることが必要になっている。

そのため、集落道・農村公園をはじめとして安全性、保健性、利便性等の向上を図る生活環境施設整備の検討を進め、町総合計画に掲げる「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」を目指すこととする。

なお、施設の整備にあたっては、施設を利用する地域住民の創意と工夫をいかして、地域特性に配慮した画一的でない施設整備を推進するとともに、住民の自主的な活動による施設の維持、運営が適正に行われるように誘導する。

(1) 安全性

ア 防災

本町は地理的な特異性から急傾斜地が多く、過去において幾度となく、梅雨や台風の時期に水害や山崩れ等の被害が発生している。また、平成26年2月の1mを越す記録的な積雪では、須走地区で一時3千人が孤立したほか、水かけ菜等農作物への被害も大きなものとなった。

今後は、小山町地域防災計画に基づいて、自主防災組織の育成・強化など防災体制の充実を図るとともに、治山・治水事業等を進め、災害に強いまちづくりを推進する。

イ 防火

本町の消防及び水防は、御殿場市・小山町広域行政組合による常備消防と、町消防団による非常備消防により構成されている。今後も、消防車両、消防器具・施設等の整備を進め、町民が安心して生活できるよう消防救急体制の充実を図っていく。

ウ 交通安全

本町の交通事故は、国道や県道などの通過交通量の多い主要道路に多い。今後、新東名高速道路の開通などの広域交通網の整備等による交通量の増加に伴い、交通事故の増加も懸念されることから、関係機関との連携を図りながら、現在実施している交通安全教育・運動を推進するとともに、信号機やカーブミラー等の整備及び歩道の設置、地域の実情に対応した交差点の改良や歩

道の設置などを進め、道路交通環境の向上に努めていく。

エ 防犯

本町は防犯対策として、地域安全活動や青少年非行防止活動を防犯関係機関・団体が連携し推進している。今後も地域住民の意識の高揚を図り、地域防犯体制の充実に努めるとともに、青少年の非行防止対策、暴力・薬物乱用の追放、LED防犯灯の整備のほか、防犯メール配信システムの充実など安全な環境づくりを推進する。

(2) 保健性

ア ごみ処理

本町では御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設によってごみ処理を行っているが、近年ごみの排出量は増加し、既存施設の老朽化もあって平成27年4月から、板妻・神場地先にごみ処理総合施設（ごみ焼却施設・ごみ再資源化施設）が稼働している。引き続き、ごみの減量化、再利用の啓発・促進に努めるとともに、一般廃棄物処理場の適正な管理・運用等に努め、ごみの適正処理を推進する。また、家畜排せつ物や木材等のバイオマス資源の有効活用を推進し、環境と調和した循環型社会の形成を図っていく。

イ 排水処理

本町の農業振興地域の排水処理は、小山町生活排水処理長期計画により地区ごとに農業集落排水や個別処理など処理方法を定めている。しかし、現実には社会的状況や経済的状況の変化から農業集落排水の事業実績はなく、個別処理の合併処理浄化槽で処理しているのが実情である。今後、状況の変化により、農業集落排水事業の廃止も含めた検討をしていく。

ウ 給水

本町の水道は、上水道・簡易水道から構成されている。今後は、より安全・安心・安定した供給を行うために配水池の整備や老朽管の布設替えなど、計画的な施設整備・拡充を図るとともに、簡易水道やその他の給水施設は、順次上水道への統合を進めていく。

エ 保健

本町では、平成25年3月に第3次小山町保健計画を策定し、「健康をつくる人々がくらす町・おやま」を目指して、健康診断、相談、教育等の各種保健事業を実施してきている。今後も「健康づくりはまちづくり」という原則に立ち、健康福祉会館等を拠点として、町民の自主的な心と体の健康づくり活動を推進するための総合的な支援体制を整備する。

また、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図る。

オ 医療

本町では、診療所の開設や陸上自衛隊富士病院、御殿場市救急医療センターにより一般医療、休日医療とも充実してきている。今後もかかりつけ医制度の啓発とともに、予防・治療、リハビリテーションに至るまでの総合的医療サービス体制の確立や救急医療体制の充実等を推進する。

カ 公害防止

先端技術の進出などにもない、工場の公害発生は少ないが、東名高速道路などによる騒音や堆肥による悪臭に対する意見が寄せられている。

今後、騒音については、防音壁の設置や道路の改良舗装等の施策を講ずるほか、企業立地や道路新設に対して事前指導の強化や監視体制の確立に努める。

また、堆肥の悪臭については、野積み禁止の徹底や散布後に早めの覆土や攪拌に努めていく。

(3) 利便性

ア 交通

本町の道路網は、東名高速道路と、それに平行して走る国道246号の他、国道138号、東富士五湖道路や県道8路線などを主要幹線とし、これら幹線に連絡する主要町道によって構成されている。令和元年3月から東名高速道路足柄SAのスマートICも開通しており、利便性が向上している。今後は新東名高速道路の側道や小山PAへの接続道等を整備し、一層の利便性の向上を図っていく。

イ 通信

近年の高度情報化社会の進展やコンピュータ等の急速な普及は、産業経済及び町民の生活にも大きな影響を与えている。本町でも光ファイバーによるインターネット通信が利用可能となり、今後町の情報発信等にも活用していく。

また農業においても、インターネットに代表される情報技術を積極的に活用し、販路の拡大や都市との交流等を推進していく。

(4) 快適性

ア 農村公園

現在、農村集落居住者並びに町内外の利用者のための交流の場、体験の場として2箇所の農村公園が整備されている。今後は、整備された施設の有効利用に努めるとともに、豊かな自然環境の保全・活用を図りながら新たに必要な施設整備の検討を進めていく。

イ 老人福祉

本町においても高齢化の進行は著しく、高齢者福祉対策の強化が求められている。今後は、高齢者が住みなれた家庭や地域の中で、生きがいをもてる福祉環境づくりをはじめ、介護を要する

老人のための在宅福祉サービスなどの高齢者福祉対策の充実を図る。また、だれもが安心して暮らせるまちを実現するため、ユニバーサルデザインを基本とした総合的な生活環境の整備を行う。

ウ 託児

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化している。今後も「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保育ニーズに対応した保育体制の充実を図るとともに、家庭や地域との連携を推進し、子育てのしやすい環境づくりに努める。

エ コミュニティ活動

近年の核家族化の進行、価値観の多様化などに伴い、町民の連帯感が希薄化しているところがある。今後は、コミュニティ施設や農村公園など町民だれもが気軽に参加できる活動の場と交流の機会づくりのほか、ホームページや広報誌などの充実を図り、連帯感や郷土愛にあふれた地域コミュニティの育成を目指す。

(5) 文化性

ア スポーツ活動

近年、余暇時間の増大や健康に対する意識の高まりなどを背景に、スポーツニーズが高まる中、生きがいと生活の向上につながる多様なスポーツ・レクリエーション活動が求められている。平成30年からクアオルト健康ウォーキングも開催しており、今後も、町民一人1スポーツを目指し、だれでもいつでも気軽に生涯をととしてスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、施設の整備・充実、指導者や団体の育成、プログラムの開発、充実等を推進する。

イ 芸術・文化

余暇時間の増大等を背景に、生きがいやうるおいなど心の豊かさが求められている中、町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲は日増しに高まっている。

また、本町の一部である富士山が平成25年6月26日に世界文化遺産に登録された。今後は登山客、観光客の増加が予想されており、富士山ビジターセンターサテライト施設の設置や、富士山周辺の環境保全、富士山の歴史・文化の継承等を図っていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対函番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

自然保護を基本として、町民の憩いの場や学習の場として、森林の持つ多面的機能を活用するとともに、林産材を使った特産品の開発など地域に開かれた林業の振興に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第 10 付図

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）該当なし

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

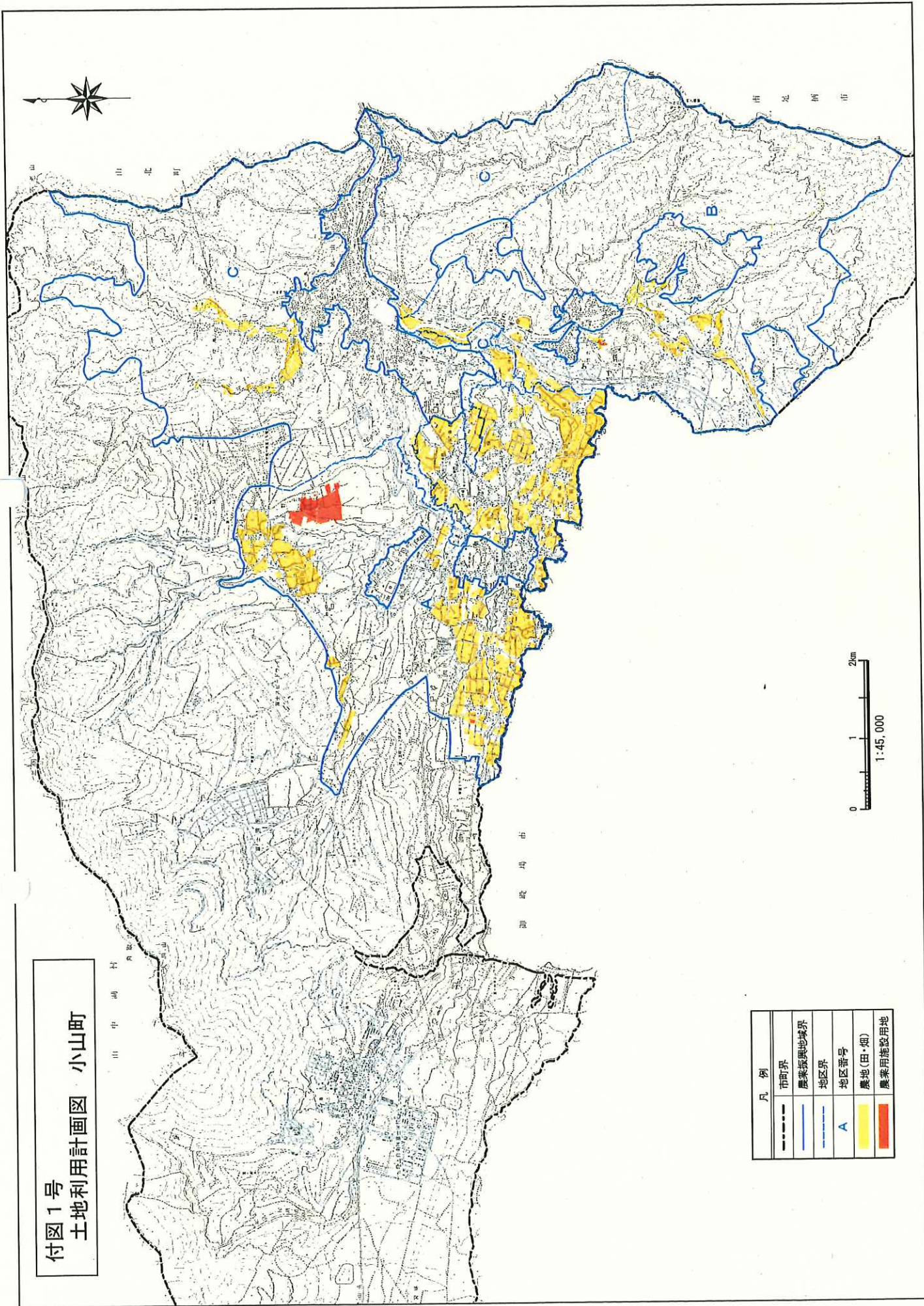
該当なし

(2) 用途区分

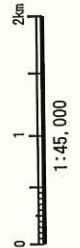
下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区名	用途区分
A地区 (北郷地区)	農地：全区域 農業用施設用地：全区域
B地区 (足柄地区)	
C地区 (小山地区)	

付图1号
土地利用計画图 小山町



凡例	
——	市町界
——	農業振興地域域界
——	地区界
A	地区番号
■	農地(田・畑)
■	農業用施設用地

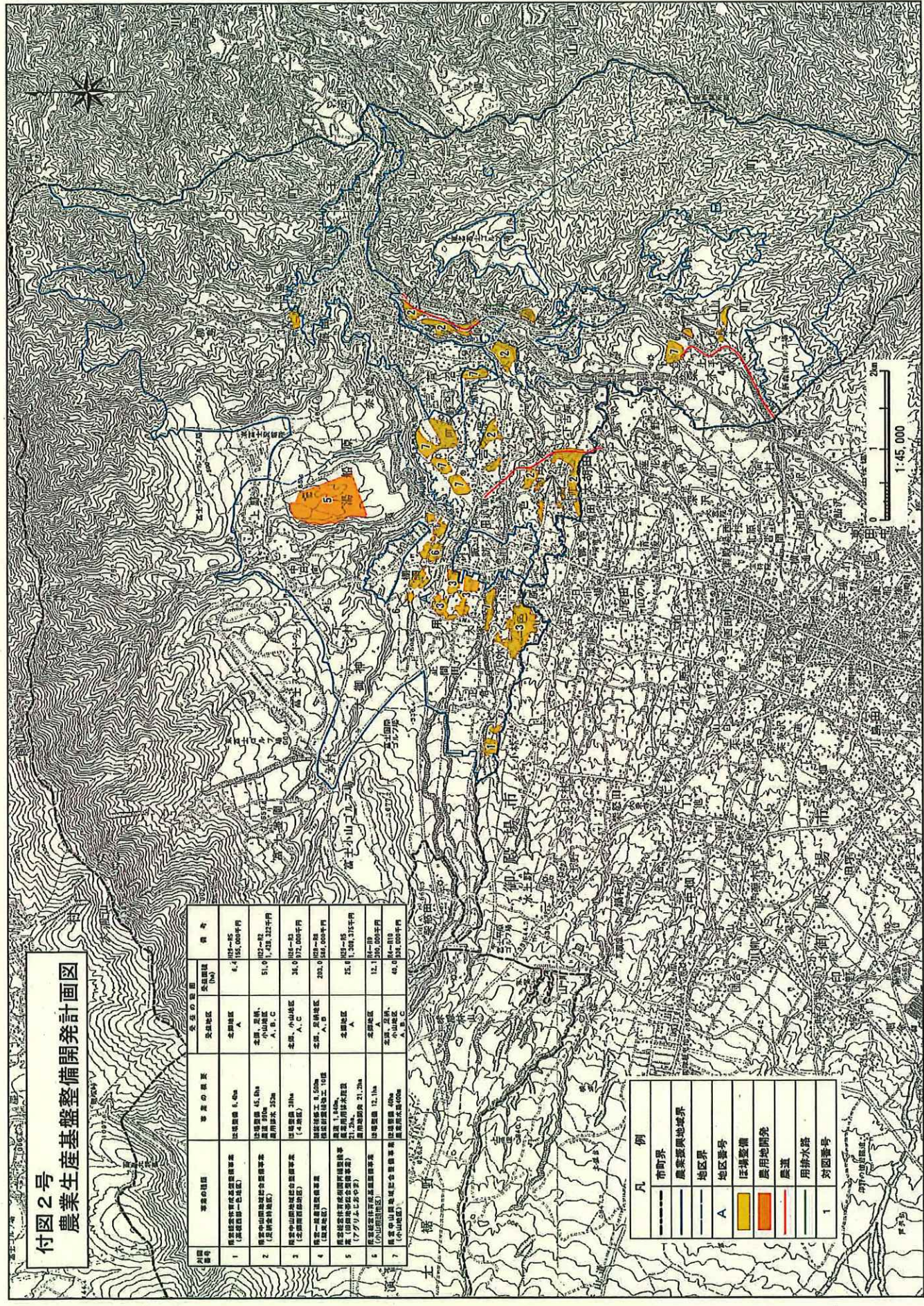


付图 2号
農業生産基盤整備開発計画図

地区番号	地区名	面積 (ha)	備考
1	北地区 (A)	6,100	1974-75 1985, 1990年以内
2	北地区 (A, B, C)	51,000	1977-82 1982, 1990年以内
3	北地区 (A, C)	28,000	1981-83 1982, 1990年以内
4	北地区 (A, B)	200,000	1983-88 1984, 1990年以内
5	北地区 (A)	25,000	1985-87 1986, 1990年以内
6	北地区 (A)	12,100	1987-89 1988, 1990年以内
7	北地区 (A, B, C)	42,000	1989-91 1990, 1990年以内

凡例

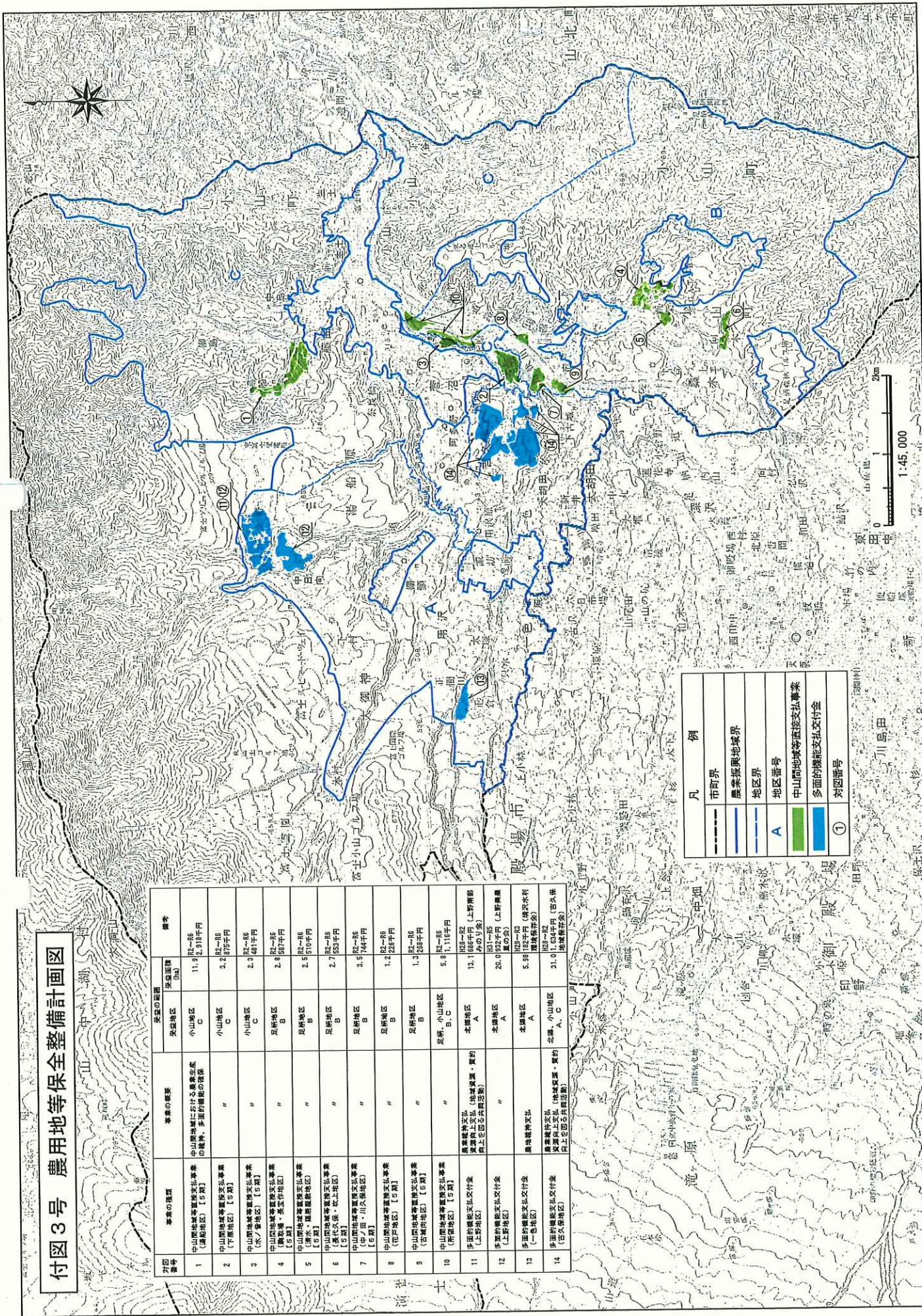
市町界	農業生産基盤整備地区界
地区界	地区番号
庄域線	庄域線
農用林調査	農道
用水施設	地区番号
地区番号	地区番号



付図3号 農用地等保全整備計画図

対図番号	事業の種別	事業の概要	実施の区域	実施面積 (ha)	備考
1	中山間地域等直接支払事業 (湖地区) [5期]	中山間地域における農業者の所得、多面的機能の確保	実施地区 小山地区 C	11.9 2,318千円	R2-R6
2	中山間地域等直接支払事業 (下層地区) [5期]	"	小山地区 C	3.2 875千円	R2-R6
3	中山間地域等直接支払事業 (水ノ巻地区) [5期]	"	小山地区 C	2.3 441千円	R2-R6
4	中山間地域等直接支払事業 (藤取場・東玉井地区) [5期]	"	足柄地区 B	2.8 557千円	R2-R6
5	中山間地域等直接支払事業 (伊勢、黒田原地区) [5期]	"	足柄地区 B	2.5 510千円	R2-R6
6	中山間地域等直接支払事業 (長久保・北土地区) [5期]	"	足柄地区 B	2.7 555千円	R2-R6
7	中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区) [5期]	"	足柄地区 B	3.5 744千円	R2-R6
8	中山間地域等直接支払事業 (花平地区) [5期]	"	足柄地区 B	1.2 228千円	R2-R6
9	中山間地域等直接支払事業 (吉澤地区) [5期]	"	足柄地区 B	1.3 255千円	R2-R6
10	中山間地域等直接支払事業 (阿部地区) [5期]	"	足柄地区 B, C	5.8 1,116千円	R2-R6
11	多面的機能支払交付金 (上野地区) [5期]	農業者支払 (地域資源・景観向上を図る取組活動)	北郷地区 A	13.1 1,686千円 (上野南部のみ)	R2-R6
12	多面的機能支払交付金 (上野地区) [5期]	"	北郷地区 A	20.0 952千円 (上野東部の夏)	R2-R6
13	多面的機能支払交付金 (一色地区) [5期]	農業者支払	北郷地区 A	5.9 985千円 (構造水利用)	R2-R6
14	多面的機能支払交付金 (巨久保地区) [5期]	農業者支払 (地域資源・景観向上を図る取組活動)	北郷地区 A, C	31.5 1,634千円 (巨久保地域資源)	R2-R6

凡 例	
---	市町界
—	農業振興地域界
—	地区界
A	地区番号
■	中山間地域等直接支払事業
■	多面的機能支払交付金
①	対図番号



付図4号 農業近代化施設整備計画図
付図5号 農業従事者就業促進施設整備計画図

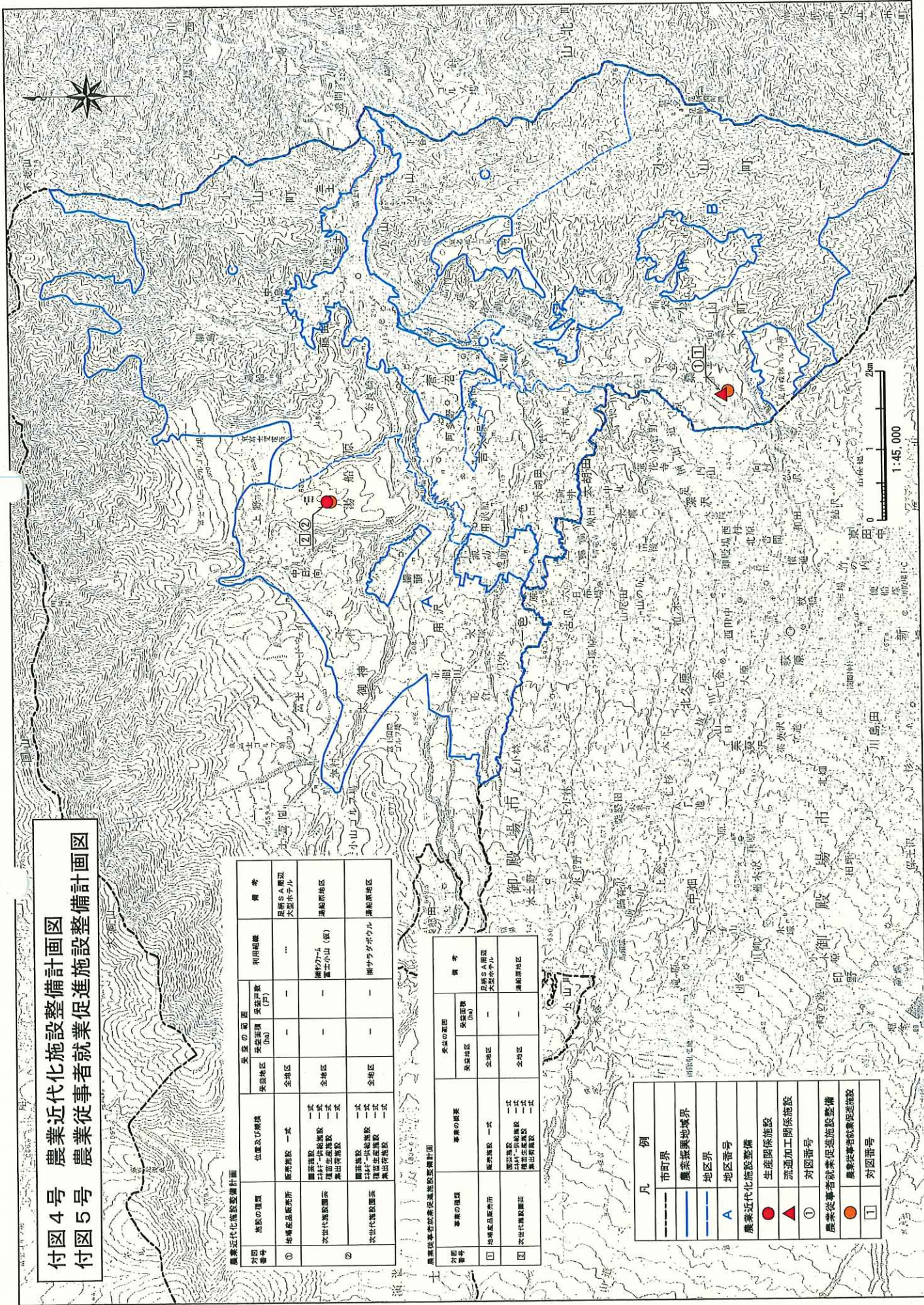
農業近代化施設整備計画

付図番号	施設の種類	位置及び規模	実施の範囲		利用組織	備考
			実施地区	実施面積 (ha)		
①	地域産品販売所	販売施設 一式	全地区	-	-	旧郷S.A.周辺 大野ホテル
②	次世代施設整備	職業施設 「林」供給施設 産出管理施設 産出管理施設	全地区	-	-	瀬野カール 瀬野小山 (仮)
	次世代施設整備	職業施設 産出管理施設 産出管理施設	全地区	-	-	瀬野カールホテル

農業従事者就業促進施設整備計画

付図番号	事業の種類	事業の概要	実施の範囲		備考
			実施地区	実施面積 (ha)	
①	地域産品販売所	販売施設 一式	全地区	-	旧郷S.A.周辺 大野ホテル
②	次世代施設整備	職業施設 「林」供給施設 産出管理施設 産出管理施設	全地区	-	瀬野原地区

凡 例	
—	市町界
—	農業振興地域界
—	地区界
A	地区番号
●	農業近代化施設整備
▲	生産関係施設
①	流通加工関係施設
②	対図番号
●	農業従事者就業促進施設整備
①	農業従事者就業促進施設



農業振興地域面積の推移
単位: ha (小数点以下第2位まで)

農業振興地域内の農用地等の面積

区分	地目等	総面積		農用地				その他		
		田	畑	樹園地		採草放牧地	計	混雑林地	農業用施設用地	混雑林地以外の山林原野
				計	計					
農業振興地域	見直し前	4,885.00	534.01	298.02	—	832.03	—	23.01	3,706.53	323.43
	見直し後	4,885.00	534.01	298.02	—	832.03	—	23.01	3,706.53	323.43
	増減(Δ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農用地区域(現況)	見直し前	450.57	382.47	32.76	—	415.22	—	23.01	4.07	8.26
	見直し後	441.34	382.44	32.66	—	415.10	—	23.01	2.03	1.21
	増減(Δ)	Δ9.23	Δ0.03	Δ0.10	—	Δ0.13	—	—	Δ2.05	Δ7.06
土地改良事業等実施済み	見直し前	256.31	10.77	—	—	267.08	—	—	—	—
	見直し後	256.59	10.77	—	—	267.36	—	—	—	—
	増減(Δ)	0.28	—	—	—	0.28	—	—	—	—
土地改良事業等未実施	見直し前	126.16	21.98	—	—	148.14	—	—	—	—
	見直し後	125.85	21.89	—	—	147.74	—	—	—	—
	増減(Δ)	Δ0.30	Δ0.10	—	—	Δ0.40	—	—	—	—
農振白地地域	見直し前	4,434.43	151.55	265.26	—	416.81	—	—	3,702.46	315.16
	見直し後	4,443.66	151.58	265.36	—	416.93	—	—	3,704.50	322.22
	増減(Δ)	9.23	0.03	0.10	—	0.13	—	—	2.05	7.06
土地改良事業等実施済み	見直し前	3.45	0.88	—	—	4.33	—	—	—	—
	見直し後	3.17	0.88	—	—	4.05	—	—	—	—
	増減(Δ)	Δ0.28	—	—	—	Δ0.28	—	—	—	—
土地改良事業等未実施	見直し前	148.10	264.38	—	—	412.48	—	—	—	—
	見直し後	148.41	264.47	—	—	412.88	—	—	—	—
	増減(Δ)	0.30	0.10	—	—	0.40	—	—	—	—

集団的に存在する農用地の規模別基盤整備事業の実施状況別面積

土地の区分	規模等	20ha以上			10~20ha			10ha未満			農地面積計		
		土地改良事業等実施済み	土地改良事業等未実施	計	土地改良事業等実施済み	土地改良事業等未実施	計	土地改良事業等実施済み	土地改良事業等未実施	計	うち、区画整理等実施済み	うち、区画整理等未実施	計
農用地区域内農地	H26年時点	211.00	—	211.00	66.00	13.00	79.00	76.40	24.50	100.90	351.70	37.50	390.90
	前年(R1年)	116.60	29.40	146.00	71.80	13.70	85.50	146.90	25.00	171.90	188.40	68.10	403.40
	見直し前	133.50	76.82	210.32	69.55	14.60	84.16	64.03	56.72	120.75	267.08	148.14	415.22
	見直し後	133.78	76.82	210.60	69.55	14.60	84.16	64.03	56.32	120.35	267.36	147.74	415.10
	増減(Δ)	0.28	—	0.28	—	—	—	—	Δ0.40	Δ0.40	Δ0.40	0.28	Δ0.40
農振地域内農用地区域外農地(農振白地農地)	H26年時点	—	—	—	—	—	—	—	429.00	429.00	—	429.00	429.00
	前年(R1年)	1.80	56.40	58.20	—	22.30	22.30	1.20	277.90	279.10	1.80	356.60	359.60
	見直し前	2.30	60.36	62.66	0.54	29.30	29.84	1.48	322.82	324.30	4.33	412.48	416.81
	見直し後	2.03	60.36	62.38	0.54	29.30	29.84	1.48	323.22	324.71	4.05	412.88	416.93
	増減(Δ)	Δ0.28	—	Δ0.28	—	—	—	—	0.40	0.40	Δ0.28	Δ0.28	0.40

農用地区域面積(現況別)の推移

○農用地区域の推移

単位: ha (小数点以下第2位まで)

区分	農用地区域合計		田	畑	梅園地	採草放牧地	農業用施設用地	混牧林地	その他		備考
	農地計	農用地							左以外の山林原野		
整備計画策定当初(昭和49年度)	565.00	447.00	118.00								
(第1回)見直し後(平成7年度)	0.00										
(第2回)見直し後(平成14年度)	358.00	323.00	35.00						8.00		
(第3回)見直し後(平成21年度)	407.75	354.70	36.98				0.35		15.72		

●前回の見直し(定期変更)

前回見直し前(平成25年度)	406.28	372.46	33.82	0.00	0.00	0.00	0.35	0.00	0.00	1.15	
前回見直し後(平成26年度)	414.89	377.04	34.21	0.00	0.00	0.00	0.38	0.00	2.03	1.23	

●今回の見直し(定期変更)

1. 今回精査

今回精査前	439.99	379.34	34.86	0.00	0.00	0.00	22.53	0.00	2.03	1.23	45回変更後
今回精査後(見直し前)	450.57	382.47	32.76				23.01		4.07	8.26	
精査による増減	③=①-②	10.58	△ 2.10	△ 2.10	0.00	0.00	0.48	-0.00	2.04	7.03	
うち荒廃農地	A分類	0.00									
	B分類	0.00	△ 1.24	△ 0.77					2.01		
うち法第15条の2開発許可不要(道路)		0.00	△ 6.34	△ 0.40			△ 0.04			6.78	
うち法第15条の2開発許可不要(河川等)		0.00	△ 0.26	△ 0.02						0.28	
うち非農地判断		0.00	△ 1.24	△ 0.77					2.01		
うち基盤整備に伴う増加分		10.58	11.30	△ 0.72							
うち現況別面積の更正		0.00	△ 0.33	△ 0.20			0.52		0.03	△ 0.02	

2. 今回の農用地区域の変更内容

除外による面積減少	△ ③=④+⑤+⑥+⑦	△ 9.51	△ 0.30	△ 0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	△ 2.05	△ 7.06	
法第10条第3項非該当計	④	△ 9.51	△ 0.30	△ 0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	△ 2.05	△ 7.06	
うち法第15条の2開発許可不要(道路)		△ 6.78								△ 6.78	
うち法第15条の2開発許可不要(河川等)		△ 0.28								△ 0.28	
うち近代化困難		△ 0.40	△ 0.30	△ 0.10							
うち非農地判断		△ 2.01							△ 2.01		
うち青地山林		△ 0.04							△ 0.04		
法第10条第4項該当計	⑤	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
省令4条の4の27号		0.00									
省令4条の4の28号	⑥	0.00									
法第13条第2項該当	⑦	0.00									
上記以外の法第13条第1項該当	⑧	0.00									
編入による面積増加	⑨	0.28	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
法第10条第3項第1,2号該当	⑩	0.28	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
用途変更による面積増減	⑪	0.00									
農用地区域変更による増減	⑫=⑧+⑨+⑩	△ 9.23	△ 0.03	△ 0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	△ 2.05	△ 7.06	
今回見直し後	⑬+⑭	441.34	382.44	32.66	0.00	0.00	23.01	0.00	2.03	1.21	

農用地区域面積(用途別)の推移

単位: ha (小数点以下第2位まで)

区分	農用地区域 合計	農地計				採草放牧地	農業用 施設用地	混牧林地	左以外の 山林原野	その他	備考
		田	畑	樹園地	農地計						
整備計画策定当初(昭和49年度)	565.00	447.00	118.00								
(第1回)見直し後(平成7年度)	0.00	0.00									
(第2回)見直し後(平成14年度)	366.00	331.00	35.00								
(第3回)見直し後(平成21年度)	407.75	370.37	37.03				0.35				

●前回の見直し(定期変更)

前回見直し前(平成25年度)	407.77	373.60	33.82	0.00	0.00	0.00	0.35	0.00		
前回見直し後(平成26年度)	414.89	379.96	34.55	0.00	0.00	0.00	0.38	0.00		

●今回の見直し(定期変更)

1 今回精査											
今回精査前	439.99	382.26	35.20	0.00	0.00	0.00	22.53	0.00			45回変更後
今回精査後(見直し前)	450.57	393.24	34.28				23.05				
精査による増減	③=①-②	10.58	△ 0.92	0.00	0.00	0.00	0.52	0.00			
うち荒廃農地	A分類	0.00									
	B分類	0.00									
うち基礎整備に伴う増加分	10.58	11.30	△ 0.72								
うち用途別面積の是正	0.00	△ 0.52	△ 0.20				0.52				

2 今回の農用地区域の変更内容

除外による面積減少	△ 9.51	△ 8.18	△ 1.29	0.00	0.00	0.00	△ 0.04	0.00			
法第10条第3項非該当計	△ 9.51	△ 8.18	△ 1.29	0.00	0.00	0.00	△ 0.04	0.00			
うち法第15条の2開発許可不要(道路)	△ 6.78	△ 6.34	△ 0.40								
うち法第15条の2開発許可不要(河川等)	△ 0.28	△ 0.26	△ 0.02								
うち近代化困難	△ 0.40	△ 0.30	△ 0.10								
うち非農地判断	△ 2.01	△ 1.24	△ 0.77								
うち青地山林	△ 0.04	△ 0.04									
法第10条第4項該当計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
省令4条の4の27号	0.00										
省令4条の4の28号	0.00										
法第13条第2項該当	0.00										
上記以外の法第13条第1項該当	0.00										
編入による面積増加	0.28	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
法第10条第3項第1,2号該当	0.28	0.28	0.00								
用途変更による面積増減	0.00	0.00									
農用地区域変更による増減	△ 9.23	△ 7.91	△ 1.29	0.00	0.00	0.00	△ 0.04	0.00			
今回見直し後	②+⑩	385.33	33.00	0.00	0.00	0.00	23.01	0.00			

様式第2-3号（農用地利用計画変更内容一覧表）

※「用途による区分別面積」欄は、「除外」及び「用途変更」の場合、当該地の除外及び用途変更前の農用地利用計画上の用途区分を記入する。ただし、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は現況により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分する。また、開発予定であった山林原野の場合は予定していた用途により区分する。
「編入」の場合、当該地の編入後の農用地利用計画上の用途区分を記入するが、農用地利用計画上の用途区分が農地の場合は計画用途により田、畑、樹園地別に区分し、現況が荒廃農地または開発予定の山林原野等の場合は開発後の利用目的により区分する。

※「現況による区分別面積」欄には、田、畑、樹園地、探草放牧地、農業用施設用地、混牧林地、（混牧林地以外の）山林原野、その他別に区分して記入する。
なお、当該地が荒廃農地の場合は耕作当時の状況により区分し記入する。

※法第15条の2第1項に規定される開発許可不要で、農用地区域を変更せずに施設を整備した場合は、今回定期変更の精査後の現況で記入する。

※「うち8年未經」の欄には、土地改良事業等の実施中及び完了後8年未經の土地を含む除外について、項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※「うち8年未經」の欄には、荒廃農地調査に基づく荒廃農地の区分により「A分類」「B分類」を含む除外について、項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※「農用地区域への編入」について、第2号該当の場合は、土地改良事業等の実施により新たに施行の区域内の土地となる場合と、既に土地改良事業等の施行の区域内の土地であった場合を区別して記入する。また、重複して該当する場合は、既に土地改良事業等の施行の区域の土地であった場合として記入する。

※第5号該当の場合は、各市町農振整備計画の農用地区域の設定方針において該当する項目を簡潔に表現し、記入する。

※なお、法第10条第3項第1号及び第2号に重複して該当する場合は、第1号を優先し、記入する。

※「農用地区域からの除外」について、「法第13条該当」及び「法第10条第4項該当」の欄は、転用計画の内容ごとに件数・面積を記入する。除外する土地に土地改良事業等の実施中及び完了後8年未滿の土地を含む場合は「」内に各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。除外する土地に、荒廃農地調査に基づき区分される「A分類」「B分類」を含む場合は各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※法第10条第8項非該当の欄には、法第15条の2第1項に規定される開発許可不要で、農用地区域を変更せずに、施設を整備した場合は、該当する転用事業の内容を簡潔に表現し記入する。それ以外の事由で除外する場合は、各市町農振整備計画における農用地区域の設定方針の但し書き（設定方針に含まない事項）の内容を簡潔に表現し記入する。また、除外する土地に、荒廃農地調査に基づき区分される「A分類」「B分類」を含む場合は各項目ごと、件数・面積を内数で記入する。

※「変更の事由」の欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区記号 区域	土地の所在地		用途区分	地目	現況	開発農地の状況・積算数の現況等	面積	法第10条第3項 積算事項	集約農地の 規模	①土地所有者住所氏名	②事業計画者住所氏名
		大字・字	地番									
1-06	A	一色	1602-6	田	田	その他	田	28	1.2号該当	20ha以上	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-06	A	一色	1603-3	田	田	その他	田	129	1.2号該当	20ha以上	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-06	A	一色	1604-4	田	田	その他	田	12	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-06	A	一色	1621-4	田	田	その他	田	130	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-06	A	一色	1621-5	田	田	その他	田	22	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-06	A	一色	1622-5	田	田	その他	田	402	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-07	A	一色	1777-74	田	田	その他	田	311	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-07	A	一色	1777-80	田	田	その他	田	305	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-07	A	一色	1777-86	田	田	その他	田	191	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-07	A	一色	1777-87	田	田	その他	田	87	1.2号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-08	C	小山	150-10	田	田	その他	田	9.12	5号該当	10ha未満	御殿場市萩原1140番地の15 室伏 秀人	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	150-11	田	公共用道路	その他	田	156	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	150-12	田	公共用道路	その他	田	0.09	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	150-14	田	公共用道路	その他	田	141	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	151-9	畑	畑	その他	畑	7.28	5号該当	10ha未満	御殿場市萩原1140番地の15 室伏 秀人	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	151-11	田	公共用道路	その他	田	61	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	151-12	田	公共用道路	その他	田	12	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	151-13	田	公共用道路	その他	田	0.31	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	151-14	田	公共用道路	その他	田	10	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	151-16	田	公共用道路	その他	田	130	5号該当	10ha未満	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
1-08	C	小山	151-17	田	田	その他	田	6.7	5号該当	10ha未満	御殿場市萩原1140番地の15 室伏 秀人	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区記号 区域	土地の所在地		変更区分 (除外・ 積入)	変更理由及び目的	土地改良事業等 との関係	市町の意見	摘要
		大字・字	地番					
1-06	A	一色	1602-6	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道上地区)S41~S42	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-06	A	一色	1603-3	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道上地区)S41~S42	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-06	A	一色	1604-4	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道上地区)S41~S42	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-06	A	一色	1621-4	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道上地区)S41~S42	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-06	A	一色	1621-5	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道上地区)S41~S42	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-06	A	一色	1622-5	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道上地区)S41~S42	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-07	A	一色	1777-74	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道下地区)S37	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-07	A	一色	1777-80	除外	道路(新東名高速道路,側道)	東富士演習場周辺老朽田改修工事(一色地区外13)S55	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-07	A	一色	1777-86	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道下地区)S37	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-07	A	一色	1777-87	除外	道路(新東名高速道路,側道)	小山町宮ほ場整備事業 (一色道下地区)S37	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	150-10	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	150-11	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	150-12	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	150-14	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	151-9	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	151-11	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	151-12	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	151-13	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	151-14	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	151-16	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-08	C	小山	151-17	除外	道路(農道2号 ※町に移管予定)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区記号 区域	土地の所在地		用途区分	地目	現況	所在農地の状況・積立状況の現況等	面積	法第10条第3項該当事項	集約的農地の規模	土地所有者住所氏名	事業計画者住所氏名
		大字・字	地番									
1-13	A	大胡田	150-3	田	田	その他	田	52	1号該当	20ha以上	静岡市葵区追手町9番6号静岡県	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-13	A	大胡田	157-8	田	原野	その他	田	7.0	1号該当	20ha以上	静岡市葵区追手町9番6号静岡県	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-13	A	大胡田	157-10	田	公衆用道路	その他	田	2.05	1号該当	20ha以上	静岡市葵区追手町9番6号静岡県	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	44-4	田	用器水路	その他	田	4.22	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	44-9	田	用器水路	その他	田	0.23	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	45-8	田	用器水路	その他	田	1.23	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	206-23	田	用器水路	その他	田	7.13	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	208-5	田	用器水路	その他	田	1.69	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	208-7	田	公衆用道路	その他	田	1.79	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	208-13	田	用器水路	その他	田	31	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	209-3	田	公衆用道路	その他	田	22.1	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	209-4	田	公衆用道路	その他	田	2.2	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	209-5	田	公衆用道路	その他	田	13	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	209-11	田	公衆用道路	その他	田	2.15	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	211-4	田	用器水路	その他	田	4.04	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	212-9	田	用器水路	その他	田	3.46	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	214-4	田	公衆用道路	その他	田	16	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	1315	田	公衆用道路	その他	田	52	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	1321	田	公衆用道路	その他	田	38	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-14	A	大胡田	1399	田	公衆用道路	その他	田	154	1号該当	20ha以上	千代田区霞ヶ関2-1-3国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号静岡県
1-15	B	新築	429-3	田	田	その他	田	12.5	5号該当	10ha未満	小山町藤曲57-2小山町	小山町藤曲57丁目2番小山町

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区記号 区域	土地の所在地		変更区分 (除外・積入)	変更理由及び目的	土地改良等実施との関連	市町の意見	摘要
		大字・字	地番					
1-13	A	大胡田	150-3	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-13	A	大胡田	157-8	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-13	A	大胡田	157-10	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	44-4	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	44-9	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	45-8	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	208-23	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	208-5	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	208-7	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	208-13	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	209-3	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	209-4	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	209-5	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	209-11	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	211-4	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	212-9	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	214-4	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	1315	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	1321	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-14	A	大胡田	1399	除外	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-15	B	新築	429-3	除外	道路(町道2227号線)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区 記号 区域	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	飛来農地の状況・積 存物の現況等	面積	法第10条第3項 該当事項	集約農地 の規模	①土地所有者住所氏名	②事業担当者住所氏名
		大字 ・字	地番									
1-16	A	上野	782-2	田	田	その他	田	44	1号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
1-17	A	下小林	46-4	田	田	その他	田	3.91	1号該当	10~20ha	小山町藤曲57-2 小山町	小山町藤曲57丁目2番 小山町
2-01	A	下小林	129-3	田	原野	その他	田	5.84	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-01	A	下小林	130	田	山林	その他	田	19	1,2号該当	10~20ha	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-01	A	一色	1409-3	田	田	その他	田	2.26	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-01	A	一色	1410-3	田	田	その他	田	1.55	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-01	A	一色	1416-4	田	原野	その他	畑	46	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-01	A	一色	1420-4	田	田	その他	田	0.47	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-01	A	一色	1423-3	田	田	その他	田	9.08	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-01	A	一色	1431-2	田	山林	その他	田	2.2	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-02	A	下小林	61-7	田	用悪水路	その他	田	2.88	1,2号該当	10~20ha	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-02	A	下小林	70-6	田	田	その他	田	5.05	1,2号該当	10~20ha	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-02	A	一色	655-7	田	原野	その他	田	0.61	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-02	A	一色	1383-2	田	田	その他	畑	0.63	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-03	A	下古城	277-2	田	原野	その他	田	18	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-03	A	下古城	277-9	田	田	その他	田	102	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-04	A	大胡田	921-2	田	田	その他	田	310	1,2号該当	10~20ha	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-04	A	大胡田	974-6	田	田	その他	田	178	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-04	A	大胡田	977-6	田	田	その他	田	10	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-04	A	大胡田	977-8	田	田	その他	田	122	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県
2-04	A	大胡田	977-9	田	田	その他	田	3.17	1,2号該当	20ha以上	千代田区 霞ヶ関2-1-3 国土交通省	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区 記号 区域	土地の所在地		変更区分 (除外・ 編入)	変更理由及び目的	土地改良事業等 との関連	市の意見	備考
		大字 ・字	地番					
1-16	A	上野	782-2	除外	道路(向道3062号線)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
1-17	A	下小林	46-4	除外	道路(向道下小林1号線)		既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	下小林	129-3	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	下小林	130	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	一色	1409-3	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	一色	1410-3	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	一色	1416-4	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	一色	1420-4	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	一色	1423-3	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-01	A	一色	1431-2	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-02	A	下小林	61-7	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-02	A	下小林	70-6	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-02	A	一色	655-7	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-02	A	一色	1383-2	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-03	A	下古城	277-2	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H26~R2	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-03	A	下古城	277-9	除外	河川等(二級河川立沢川)	東富士演習場周辺老朽田改修工事(用沢地区外1)S56	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-04	A	大胡田	921-2	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H11~H16	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-04	A	大胡田	974-6	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H11~H16	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-04	A	大胡田	977-6	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H11~H16	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-04	A	大胡田	977-8	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H11~H16	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当
2-04	A	大胡田	977-9	除外	河川等(二級河川立沢川)	県営中山間地域総合整備事業(北勢西部地区)H11~H16	既に公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供されており、農用地等でなくなったことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区 記号 区域	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	新築農地の状況・積 存農地の現況等	面積	法第10条第3項 該当事項	集約的農地 の規模	土地所有者住所氏名	事業計画者住所氏名
		大字	地番									
3-04	B	竹之下	2911-3	田	田	田	田	6.43	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3007番地 岩田 浩幸	
3-04	B	竹之下	2912-1	田	原野	田	田	58	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1357番地の374 シーノ75号 酒井 尚豊	
3-04	B	竹之下	3112-2	田	原野	田	田	122	5号該当	10ha未満	南足柄市関本237番地5 森本 善子	
3-04	B	竹之下	3112-3	田	田	田	田	148	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3158番地の1 岩田 雅洋子	
3-04	B	竹之下	3112-4	田	原野	田	田	70	5号該当	10ha未満	南足柄市関本237番地5 森本 善子	
3-04	B	竹之下	3112-5	田	田	田	田	63	5号該当	10ha未満	南足柄市関本237番地5 森本 善子	
3-04	B	竹之下	3112-6	田	田	田	田	23	5号該当	10ha未満	南足柄市関本237番地5 森本 善子	
3-04	B	竹之下	3112-9	田	原野	田	田	35	5号該当	10ha未満	南足柄市関本237番地5 森本 善子	
3-04	B	竹之下	3133-4	田	原野	田	田	17	5号該当	10ha未満	南足柄市関本237番地5 森本 善子	
3-05	B	竹之下	2987-1	田	山林	田	田	16	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-2	田	原野	田	田	95	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-3	田	原野	田	田	141	5号該当	10ha未満	成田市 中台1丁目1番地112棟 401号 岩田 秀之	
3-05	B	竹之下	2987-5	田	田	田	田	365	5号該当	10ha未満	成田市 中台1丁目1番地112棟 401号 岩田 秀之	
3-05	B	竹之下	2987-6	畑	畑	畑	畑	29	5号該当	10ha未満	成田市 中台1丁目1番地112棟 401号 岩田 秀之	
3-05	B	竹之下	2987-7	田	田	田	田	124	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-8	田	田	田	田	185	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-9	畑	畑	畑	畑	47	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-10	畑	畑	畑	畑	29	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-11	畑	畑	畑	畑	50	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-12	田	原野	田	田	3.41	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	
3-05	B	竹之下	2987-13	田	田	田	田	51	5号該当	10ha未満	成田市 中台1丁目1番地112棟 401号 岩田 秀之	

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理 番号	地区 記号 区域	土地の所在地		変更区分 (除外・ 特入)	変更理由及び目的	土地改良事業等 との関連	市町の意見	備考
		大字 ・字	地番					
3-04	B	竹之下	2911-3	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	2912-1	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	3112-2	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	3112-3	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	3112-4	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	3112-5	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	3112-6	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	3112-9	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-04	B	竹之下	3133-4	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-1	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-2	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-3	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-5	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-6	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-7	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-8	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-9	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-10	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-11	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-12	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-13	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農地の近代化を図ることが相当でなく、今度農業生産基盤整備事業の実	法第10条第3項非該当

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区記号区域	土地の所在地		用途区分	地目	現況	計画農地の状況・計画の現況等	面積	法第10条第3項該当面積	農用地の種別	①土地所有者住所氏名	②事業計画書住所氏名
		大字	地番									
3-05	B	竹之下	2987-14	畑	畑	畑	畑	13	5号該当	10ha未満	成田市 中台1丁目(番地)112棟401号 岩田 秀之	—
3-05	B	竹之下	2987-22	田	山林	田	田	85	5号該当	10ha未満	小山町竹之下3048番地の2 岩田 福博	—
3-05	A	大胡田	778-1	田	原野	田	田	239	5号該当	10ha未満	小山町大胡田710番地 廣瀬 隆司	—
3-06	A	大胡田	779	畑	畑	畑	畑	560	5号該当	10ha未満	小山町大胡田771番地の2 田代 喜久男	—
3-06	A	大胡田	780	田	原野	田	田	534	5号該当	10ha未満	小山町大胡田771番地の2 田代 喜久男	—
3-06	A	大胡田	781-1	田	原野	田	田	86	5号該当	10ha未満	小山町大胡田698番地の1 田代 幸男	—
3-06	A	大胡田	781-2	田	原野	田	田	41	5号該当	10ha未満	小山町大胡田771番地の2 田代 喜久男	—
3-06	A	大胡田	785-1	田	山林	田	田	347	5号該当	10ha未満	小山町大胡田771番地の2 田代 喜久男	—
5-01	C	柳島	365-1	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	101	1号該当	10～20ha	小山町柳島426番地の1 米山 靖二	—
5-01	C	柳島	365-2	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	152	1号該当	10～20ha	小山町柳島426番地の1 米山 靖二	—
5-01	C	柳島	379-3の一部	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	773	1,2号該当	10～20ha	小山町柳島219番地の1 前田 興	—
5-01	C	柳島	910	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	202	1,2号該当	10～20ha	小山町柳島221番地 山本 久男	—
5-09	A	大御神	244	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	379	2号該当	10ha未満	小山町大御神470番地 天野 伸幸	—
5-14	A	一色	1834	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	1571	1号該当	10～20ha	小山町一色1570番地 加藤 忠良	—
5-15	A	大胡田	813-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	176	5号該当	10ha未満	銜野市杉名沢483番地 佐藤 隆子	—
5-15	A	大胡田	827-5	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	468	5号該当	10ha未満	銜野市古沢78-1 高村 秀幸	—
5-17	A	吉久保	770-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	247	1,2号該当	20ha以上	小山町吉久保711番地の1 渡邊 薫	—
5-18	A	上古城	51-2	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	301	1号該当	20ha以上	小山町上古城45番地 込山 栄幸	—
5-18	A	上古城	52-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	735	1,2号該当	20ha以上	小山町上古城39番地 高杉 茂徳	—
5-25	B	竹之下	1475-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	52	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1344番地の1 福 敏	—
5-25	B	竹之下	1486-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	60	2号該当	10ha未満	小山町竹之下2434番地 高田 真博	—

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区記号区域	土地の所在地		変更区分 (除外・種入)	変更理由及び目的	土地改良事業等 との関連	市町の意見	概要
		大字	地番					
3-05	B	竹之下	2987-14	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
3-05	B	竹之下	2987-22	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
3-06	A	大胡田	778-1	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
3-06	A	大胡田	779	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
3-06	A	大胡田	780	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
3-06	A	大胡田	781-1	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
3-06	A	大胡田	781-2	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
3-06	A	大胡田	785-1	除外	近代化困難		当初は農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地として農用地区域としておりましたが、自然的な条件からみて農業の近代化を図ることが相当でなく、今後農業生産基盤整備事業の要	法第10条第3項非該当
5-01	C	柳島	365-1	除外	非農地判断		現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-01	C	柳島	365-2	除外	非農地判断		現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-01	C	柳島	379-3の一部	除外	非農地判断	果樹中山間地域総合整備事業 (足柄地区)H11～H16	現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-01	C	柳島	910	除外	非農地判断	果樹中山間地域総合整備事業 (足柄地区)H11～H16	現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-09	A	大御神	244	除外	非農地判断	果樹中山間地域総合整備事業 (足柄地区)H11～H16	現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-14	A	一色	1834	除外	非農地判断		現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-15	A	大胡田	813-1	除外	非農地判断		現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-15	A	大胡田	827-5	除外	非農地判断		現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-17	A	吉久保	770-1	除外	非農地判断	小山町土地改良事業 吉久保地区(第2工区大倉) S44	現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-18	A	上古城	51-2	除外	非農地判断		現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-18	A	上古城	52-1	除外	非農地判断	果樹中山間地域総合整備事業 修工事(一色地区外)S55	現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-25	B	竹之下	1475-1	除外	非農地判断		現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-25	B	竹之下	1486-1	除外	非農地判断	果樹中山間地域総合整備事業 (足柄地区)H11～H16	現況が森林の様相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区 記号 区域	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	前掲農地の状況・種 差別的現況等	面積	法第10条第3項 該当条項	現用農地 の規模	①土地所有者住所氏名	②事業計画者住所氏名
		大字・ 字	地番									
5-25	B	竹之下	1539-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	72	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1444番地 幸晴	---
5-25	B	竹之下	1539-3	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	12	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1444番地 留 幸晴	---
5-25	B	竹之下	1542-3	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	4.76	5号該当	10ha未満	小山町竹之下2432番地 藤曲 政徳	---
5-26	B	新柴	184-2	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	100	5号該当	10ha未満	小山町小山281番地の10 藤曲 昭彦	---
5-26	B	新柴	191-3	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	176	5号該当	10ha未満	小山町新柴205番地の2 岩田 正文	---
5-26	B	新柴	330	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	1124	5号該当	10ha未満	小山町新柴205番地の2 岩田 正文	---
5-27	B	桑木	9-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	949	5号該当	10ha未満	小山町新柴222番地の1 岩田 知久	---
5-28	B	新柴	429-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	3423	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1340番地の1 鈴木 定	---
5-28	B	新柴	429-2	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	189	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1383番地の1 岩田 吉彦	---
5-28	B	新柴	430	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	297	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1340番地の1 鈴木 定	---
5-28	B	新柴	431-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	1272	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1383番地の1 岩田 吉彦	---
5-28	B	新柴	431-2	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	613	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1383番地の1 岩田 吉彦	---
5-28	B	新柴	432	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	726	5号該当	10ha未満	小山町竹之下1383番地の1 岩田 吉彦	---
5-36	B	桑木	653-1	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	492	5号該当	10ha未満	御殿塔市新橋1645番地8 小見山 昭二	---
5-38	A	大胡田	759-2の一 部	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	537	1号該当	10~20ha	小山町大胡田1009番地 田代 恭士	---
5-38	A	大胡田	765-1	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	1944	1号該当	10~20ha	小山町大胡田1146番地の1 田代 幸子	---
5-38	A	大胡田	770	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	1514	1号該当	10~20ha	小山町大胡田710番地 辰瀬 隆司	---
5-38	A	大胡田	777	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	373	1号該当	10~20ha	小山町大胡田710番地 辰瀬 隆司	---
5-38	A	大胡田	784	畑	畑	山林原野	畑 荒廃農地B分類	526	1号該当	10~20ha	小山町大胡田771番地の2 田代 善久男	---
5-40	A	下古城	243-3	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	51	1,2号該当	20ha以上	小山町下古城240番地の1 田代 保	---
5-40	A	下古城	246	田	田	山林原野	田 荒廃農地B分類	550	1,2号該当	20ha以上	小山町下古城240番地の1 田代 保	---

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区 記号 区域	土地の所在地		変更区分 (除外・ 繰入)	変更理由及び目的	土地改良専事等 との関係	市町の意見	摘要
		大字・ 字	地番					
5-25	B	竹之下	1539-1	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-25	B	竹之下	1539-3	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-25	B	竹之下	1542-3	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-26	B	新柴	184-2	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-26	B	新柴	191-3	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-26	B	新柴	330	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-27	B	桑木	9-1	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-28	B	新柴	429-1	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-28	B	新柴	429-2	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-28	B	新柴	430	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-28	B	新柴	431-1	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-28	B	新柴	431-2	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-28	B	新柴	432	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-36	B	桑木	653-1	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-38	A	大胡田	759-2の一 部	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-38	A	大胡田	765-1	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-38	A	大胡田	770	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-38	A	大胡田	777	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-38	A	大胡田	784	除外	非農地判断		現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-40	A	下古城	243-3	除外	非農地判断	農営中山間地域総合整備事業 (足柄地区)H11~H16	現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)
5-40	A	下古城	246	除外	非農地判断	農営中山間地域総合整備事業 (足柄地区)H11~H16	現況が森林の採相を呈しているため農業委員会が判断した事である。当該筆は、今後も農地としての開発の見込みがないことから、農用地区域から除外する。	法第10条第3項非該当(非農地判断)

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理番号	地区 記号 区域	土地の所在地		用途 区分	地目	現況	預備農地の状況・積 五割の状況等	面積	法第10条第3項 該当条項	農地的農地 の規模	①土地所有者住所氏名	②事業計画者住所氏名
		大字 ・字	地番									
6-01	A	大御神	243	田	山林	山林原野	—	362	2号該当	10ha未満	小山町大御神345番地 天野 哲也 外1名	—
7-02	A	一色	1443	田	田	田	—	1494	1,2号該当	20ha以上	小山町一色439番地 林 和也	—
7-02	A	一色	1444-1	田	田	田	—	1277	1,2号該当	20ha以上	小山町一色439番地 林 和也	—

様式第2-3号(農用地利用計画変更内容一覧表)

整理 番号	地区 記号 区域	土地の所在地		変更区分 (除外・ 挿入)	変更理由及び目的	土地改良事業等 との関連	市町の意見	摘要
		大字 ・字	地番					
6-01	A	大御神	243	除外	青地山林		これまで農用地に存在または預備農地と一体的に保全する必要のある土地として農用地区域に設定してきたが、現在は周辺農地から相立しており、除外しても周辺農地への影響は軽微である	法第10条第3項非該当
7-02	A	一色	1443	挿入	農用地区域として一体的に保全すべき土地	本町一色町一色1443番地(田)を農用地区域(用沢地区外)に挿入する	本町一色町一色1443番地(田)を農用地区域(用沢地区外)に挿入する	法第10条第3項第1,2号該当
7-02	A	一色	1444-1	挿入	農用地区域として一体的に保全すべき土地	本町一色町一色1444-1番地(田)を農用地区域(用沢地区外)に挿入する	本町一色町一色1444-1番地(田)を農用地区域(用沢地区外)に挿入する	法第10条第3項第1,2号該当

整理番号	変更区分	調書CD	精査前GD	変更理由	田	畑	山林原野	その他	合計
1-01	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				5906	5906
1-02	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				10813	10813
1-03	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				27032.2	27032.2
1-04	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				13106.8	13106.8
1-05	除外	1	1	道路(新東名高速道路側道)				176	176
1-06	除外	1	1	道路(新東名高速道路側道)				1176.65	1176.65
1-07	除外	1	1	道路(新東名高速道路側道)				895	895
1-08	除外	1	1	道路(農道2号 ※町に移管予定)				1062.66	1062.66
1-09_1	除外	1	1	道路(農道1号 ※町に移管予定)				1423.89	1423.89
1-09_2	除外	1	1	道路(農道1号 ※町に移管予定)				2099.94	2099.94
1-10	除外	1	1	道路(農道1号 ※町に移管予定)				992.08	992.08
1-11	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※県)				1082.71	1082.71
1-12	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※県)				1172.88	1172.88
1-13	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※県)				460.59	460.59
1-14	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)				355.13	355.13
1-15	除外	1	1	道路(町道2227号線)				12	12
1-16	除外	1	1	道路(町道3062号線)				44	44
1-17	除外	1	1	道路(町道下小林1号線)				3.91	3.91
2-01	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				86.31	86.31
2-02	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				10.17	10.17
2-03	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				120	120
2-04	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				1111.86	1111.86
2-05	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				364	364
2-06	除外	2	1	河川等(二級河川馬伏川)				138	138
2-07	除外	2	1	河川等(二級河川小山佐野川)				595.01	595.01
2-08	除外	2	1	河川等(二級河川小山佐野川)				277	277
2-09	除外	2	1	河川等(水路)				57.41	57.41
2-10	除外	2	1	河川等(水路)				1.98	1.98
3-02	除外	3	1	近代化困難		255			255
3-04	除外	3	1	近代化困難	726.05				726.05
3-05	除外	3	1	近代化困難	1065.41	168			1233.41
3-06	除外	3	1	近代化困難	1247	560			1807
5-01	除外	5	2	非農地判断			1228		1228
5-09	除外	5	2	非農地判断			379		379
5-14	除外	5	2	非農地判断			1571		1571
5-15	除外	5	2	非農地判断			645		645
5-17	除外	5	2	非農地判断			247		247
5-18	除外	5	2	非農地判断			1036		1036
5-25	除外	5	2	非農地判断			200.76		200.76
5-26	除外	5	2	非農地判断			1400		1400
5-27	除外	5	2	非農地判断			949		949
5-28	除外	5	2	非農地判断			6480		6480
5-36	除外	5	2	非農地判断			492		492
5-38	除外	5	2	非農地判断			4894		4894
5-40	除外	5	2	非農地判断			601		601
6-01	除外	6	1	青地山林			362		362
7-02	編入	7	0	農用地区域として一体的に保全すべき土地	2771				2771

整理番号	変更区分	調書CD	精査前CD	変更理由	田	畑	山林原野	その他	合計
1-01	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				5906	5906
1-02	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				10813.01	10813.01
1-03	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				27032.17	27032.17
1-04	除外	1	1	道路(新東名高速道路)				13106.78	13106.78
1-05	除外	1	1	道路(新東名高速道路 側道)				176	176
1-06	除外	1	1	道路(新東名高速道路 側道)				1176.65	1176.65
1-07	除外	1	1	道路(新東名高速道路 側道)				895	895
1-08	除外	1	1	道路(農道2号 ※町に移管予定)				1062.66	1062.66
1-09 1	除外	1	1	道路(農道1号 ※町に移管予定)				1423.89	1423.89
1-09 2	除外	1	1	道路(農道1号 ※町に移管予定)				2099.94	2099.94
1-10	除外	1	1	道路(農道1号 ※町に移管予定)				992.08	992.08
1-11	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※県)				1082.71	1082.71
1-12	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※県)				1172.88	1172.88
1-13	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※県)				460.59	460.59
1-14	除外	1	1	道路(県道足柄停車場富士公園線※国)				355.13	355.13
1-15	除外	1	1	道路(町道2227号線)				12	12
1-16	除外	1	1	道路(町道3062号線)				44	44
1-17	除外	1	1	道路(町道下小林1号線)				3.91	3.91
2-01	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				86.31	86.31
2-02	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				10.17	10.17
2-03	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				120	120
2-04	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				1111.86	1111.86
2-05	除外	2	1	河川等(二級河川立沢川)				364	364
2-06	除外	2	1	河川等(二級河川馬伏川)				138	138
2-07	除外	2	1	河川等(二級河川小山佐野川)				595.01	595.01
2-08	除外	2	1	河川等(二級河川小山佐野川)				277	277
2-09	除外	2	1	河川等(水路)				57.41	57.41
2-10	除外	2	1	河川等(水路)				1.98	1.98
3-02	除外	3	1	近代化困難		255			255
3-04	除外	3	1	近代化困難	726.05				726.05
3-05	除外	3	1	近代化困難	1065.41	168			1233.41
3-06	除外	3	1	近代化困難	1247	560			1807
5-01	除外	5	2	非農地判断			1228		1228
5-09	除外	5	2	非農地判断			379		379
5-14	除外	5	2	非農地判断			1571		1571
5-15	除外	5	2	非農地判断			645		645
5-17	除外	5	2	非農地判断			247		247
5-18	除外	5	2	非農地判断			1036		1036
5-25	除外	5	2	非農地判断			200.76		200.76
5-26	除外	5	2	非農地判断			1400		1400
5-27	除外	5	2	非農地判断			949		949
5-28	除外	5	2	非農地判断			6480		6480
5-36	除外	5	2	非農地判断			492		492
5-38	除外	5	2	非農地判断			4894		4894
5-40	除外	5	2	非農地判断			601		601
6-01	除外	6	1	青地山林			362		362
7-02	編入	7	0	農用地区域として一体的に保全すべき土地	2771				2771

小山町地域指定年度 昭和47年10月27日
 小山町整備計画策定年度 昭和50年 1月30日

小山町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更概要

令和3年 月 日

1 農用地利用計画

(1) 農業振興地域の変更概況（現況）

単位：ha

	農業振興地域の土地利用概況（現況）										
	農用地						混牧 林地	農業用 施設 用地	混牧林 地以外 の山林 原野	その他	計
	農地				採草 放牧地	小計					
	田	畑	樹園地	小計							
変更前	534.01	298.02	0.00	832.03	0.00	832.03	0.00	23.01	3,706.53	323.43	4,885.00
変更後	534.01	298.02	0.00	832.03	0.00	832.03	0.00	23.01	3,706.53	323.43	4,885.00
増減	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（農業振興地域内の土地利用状況を現況別に、小数点第2位まで記入する。耕作放棄地については、耕作当時の状況別とし、「混牧林地以外の山林原野」等とはしない。また、「田」とはたん水かんがい設備：用水源、用水路及び畦畔を備える農地、「樹園地」とは、木本性作物を栽培する農地、「畑」とは田及び樹園地以外の農地とする。）

(2) 農用地利用計画の変更概要

ア 用途区分別

単位：ha

	農用地利用計画									
	農用地						混牧 林地	農業用 施設 用地	計	
	農地				採草 放牧地	小計				
	田	畑	樹園地	小計						
変更前	393.24	34.28	0.00	427.53	0.00	427.53	0.00	23.05	450.57	
変更後	385.33	33.00	0.00	418.33	0.00	418.33	0.00	23.01	441.34	
増減	△ 7.91	△ 1.29	0.00	△ 9.20	0.00	△ 9.20	0.00	△ 0.04	△ 9.23	

（農用地利用計画の用途区分別の面積を小数点第2位まで記入する。農地造成を予定している山林・原野等の場合は予定している用途別に記入する。）

イ 現況別

単位：ha

	農用地区域の土地利用概況（現況）										
	農用地						混牧 林地	農業用 施設 用地	混牧林 地以外 の山林 原野	その他	計
	農地				採草 放牧地	小計					
	田	畑	樹園地	小計							
変更前	382.47	32.76	0.00	415.22	0.00	415.22	0.00	23.01	4.07	8.26	450.57
変更後	382.44	32.66	0.00	415.10	0.00	415.10	0.00	23.01	2.03	1.21	441.34
増減	△ 0.03	△ 0.10	0.00	△ 0.13	0.00	△ 0.13	0.00	0.00	△ 2.05	△ 7.06	△ 9.23

（農用地区域の土地利用状況を現況別に小数点第2位まで記入する。耕作放棄地については、耕作当時の状況別とし、「混牧林地以外の山林原野」等とはしない。「混牧林地以外の山林原野」とは、主に農用地への開発予定のある山林である。）

(3) 農用地利用計画の変更内容

様式第2-3号のとおり

2 土地利用区分の方向（※定期変更時のみ）

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想（案）

単位：ha

	農用地		農業用施設用地		森林原野		その他		計	
	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%
現在 (R02)	832.03	17.0	23.01	0.5	3,706.53	75.9	323.43	6.6	4,885.00	100
目標 (R12)	822.03	16.8	23.01	0.5	3,706.53	75.9	333.43	6.8	4,885.00	100
増減	△ 10.00		0.00		0.00		10.00			

※表は参考様式。市町農業振興地域整備計画の記載内容に準じて記載する。

イ 農用地区域の設定方針

設定方針	変更前	変更後
現況農用地について	<p>本地域内にある現況農用地 827ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 411ha について、農用地区域を設定する方針である。</p> <p>a 10ha 以上の集団的に存在する農用地</p> <p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地</p> <p>c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地 ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地 ・多面的機能の維持・発揮を図るために確保する必要がある農地 ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地 	<p>本地域内にある現況農用地 832ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 415ha について、農用地区域を設定する方針である。</p> <p>a 10ha 以上の集団的に存在する農用地</p> <p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地</p> <p>c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地 ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地 ・多面的機能の維持・発揮を図るために確保する必要がある農地 ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

設定方針	変更前	変更後																																				
	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地 																																				
農用地区域としない地域、地区及び施設について	<ul style="list-style-type: none"> (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地 (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地 (c) 国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で農用地として存続が困難な農用地 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地 (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地 (c) 国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で農用地として存続が困難な農用地 																																				
土地改良施設用地について	<p>本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。</p>	<p>本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。</p>																																				
農業用施設用地について	<p>本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する。</p>	<p>本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する。</p>																																				
現況森林・原野について	<p>現在事業実施中又は調査計画中の区域内の森林、原野等については農用地区域を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="311 1556 869 1780"> <thead> <tr> <th>土地の種類</th> <th>所在(位置)</th> <th>所有者又は管理者</th> <th>面積(ha)</th> <th>利用しようとする用途</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林、原野等</td> <td>A地区</td> <td>私有地</td> <td>2.03</td> <td>田、畑</td> <td>ほ場整備</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>2.03</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考	森林、原野等	A地区	私有地	2.03	田、畑	ほ場整備	計			2.03			<p>現在事業実施中又は調査計画中の区域内の森林、原野等については農用地区域を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="901 1556 1460 1780"> <thead> <tr> <th>土地の種類</th> <th>所在(位置)</th> <th>所有者又は管理者</th> <th>面積(ha)</th> <th>利用しようとする用途</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林、原野等</td> <td>A地区</td> <td>私有地</td> <td>2.03</td> <td>田、畑</td> <td>ほ場整備</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>2.03</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考	森林、原野等	A地区	私有地	2.03	田、畑	ほ場整備	計			2.03		
土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考																																	
森林、原野等	A地区	私有地	2.03	田、畑	ほ場整備																																	
計			2.03																																			
土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考																																	
森林、原野等	A地区	私有地	2.03	田、畑	ほ場整備																																	
計			2.03																																			

(2) 農用地等利用の方針

単位:ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A地区 (北郷)	324.23	324.23	0.00	—	—	—	—	—	—	22.53	22.53	0.00	346.76	346.76	0.00	3.19
B地区 (足柄)	43.79	43.79	0.00	—	—	—	—	—	—	0.46	0.46	0.00	44.25	44.25	0.00	0.00
C地区 (小山)	47.08	47.08	0.00	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0.00	47.10	47.10	0.00	0.04
計	415.10	415.10	0.00	—	—	—	—	—	—	23.01	23.01	0.00	438.11	438.11	0.00	3.23

3 整備計画の変更手続経過

年月日	内容*	備考
令和 2年 6月18日	第1回事前調整	
令和 2年12月11日	御殿場農業協同組合、富士裾野東部土地改良区、小山町農業委員会より意見聴取完了	
令和 2年12月16日	変更事前協議	
令和 2年12月24日	管理調整会議	
令和 3年 月 日 ～令和 3年 月 日	公告縦覧	
令和 3年 2月 日	異議申出の受付完了	
令和 3年 2月 日	変更協議	

*内容欄には「変更申出の受付」、「現地調査」、「市町村協議会の開催」、「変更事前協議」、「公告縦覧・異議申出の受付」等を記入する。

4 農業振興地域の指定及び整備計画の策定及び変更経過

(1) 農業振興地域の指定及び区域変更

	公告年月日	公告番号	備考
農業振興地域の区域の指定	昭和47年10月27日	静岡県告示第821号	
農業振興地域の区域の変更	昭和51年12月28日	静岡県告示第1036号	
同上	昭和59年3月31日	静岡県告示第344号	
	平成9年4月25日	静岡県告示第430号	

(2) 農業振興地域整備計画の策定及び変更

	協議完了 年月日*	協議完了 文書番号*	12条公告 年月日	公告番号	備考**
整備計画策定	昭和50年 1月30日	農政 第601号	昭和50年 2月18日	小告第1号	制定
第1回 整備計画変更	昭和56年 10月5日	農政 第1-28号	昭和56年 11月9日	小告第29号	随時変更
第2回 整備計画変更	昭和56年 11月20日	農政 第1-32号	昭和57年 1月14日	小告第1号	随時変更
第3回 整備計画変更	昭和57年 7月1日	農政 第41-15号	昭和57年 7月22日	小告第27号	随時変更
第4回 整備計画変更	昭和58年 7月25日	農政 第41-21号	昭和58年 12月5日	小告第54号	随時変更
第5回 整備計画変更	昭和59年 5月1日	農政 第115-3号	昭和59年 5月17日	小告第20号	随時変更
第6回 整備計画変更	昭和59年 8月30日	農政 第115-17号	昭和59年 8月31日	小告第66号	随時変更
第7回 整備計画変更	昭和59年 12月15日	農政 第115-30号	昭和59年 12月28日	小告第75号	随時変更
第8回 整備計画変更	昭和60年 7月11日	農政 第70-20号	昭和60年 8月7日	小告第33号	随時変更
第9回 整備計画変更	昭和61年 1月24日	農政 第70-57号	昭和61年 1月31日	小告第8号	随時変更
第10回 整備計画変更	昭和61年 7月4日	農政 第61-11号	昭和61年 7月29日	小告第36号	随時変更
第11回 整備計画変更	昭和62年 3月13日	農政 第61-56号	昭和62年 3月14日	小告第16号	随時変更
第12回 整備計画変更	昭和62年 6月25日	農政 第15-14号	昭和62年 7月6日	小告第44号	随時変更
第13回 整備計画変更			昭和62年 9月30日	小告第54号	軽微変更
第14回 整備計画変更	昭和63年 3月25日	農政 第15-51号	昭和63年 4月1日	小告第22号	随時変更
第15回 整備計画変更	昭和63年 10月8日	農政 第49-36号	昭和63年 10月19日	小告第43号	随時変更
第16回 整備計画変更	平成元年 5月30日	農政 第12-14号	平成元年 6月6日	小告第32号	随時変更

	協議完了 年月日*	協議完了 文書番号*	12条公告 年月日	公告番号	備考**
第17回 整備計画変更			平成元年 11月6日	小告第50号	軽微変更
第18回 整備計画変更	平成2年 1月10日	農政 第12-75号	平成2年 1月17日	小告第3号	随時変更
第19回 整備計画変更	平成2年 10月5日	農政 第104-52号	平成2年 10月12日	小告第45号	随時変更
第20回 整備計画変更	平成3年 5月23日	東農振 第7-5号	平成3年 6月5日	小告第29号	随時変更
第21回 整備計画変更	平成3年 12月26日	東農振 第7-16号	平成4年 1月14日	小告第2号	随時変更
第22回 整備計画変更	平成4年 10月8日	東農振 第222号	平成4年 10月16日	小告第45号	随時変更
第23回 整備計画変更	平成5年 1月7日	東農振 第335号	平成5年 1月8日	小告第1号	随時変更
第24回 整備計画変更			平成5年 2月2日	小告第4号	軽微変更
第25回 整備計画変更	平成5年 5月25日	東農振 第60号	平成5年 6月2日	小告第31号	随時変更
第26回 整備計画変更	平成5年 12月17日	東農振 第312号	平成5年 12月28日	小告第70号	随時変更
第27回 整備計画変更	平成6年 9月20日	東農振 第210号	平成6年 9月22日	小告第40号	随時変更
第28回 整備計画変更	平成8年 3月6日	農管 第600号	平成8年 3月12日	小告第11号	定期変更
第29回 整備計画変更	平成8年 10月3日	東農振 第306号	平成8年 10月3日	小告第37号	随時変更
第30回 整備計画変更	平成11年 1月7日	東農振 第752号	平成11年 1月12日	小告第3号	随時変更
第31回 整備計画変更	平成11年 4月27日	東農振 第113号	平成11年 5月11日	小告第38号	随時変更
第32回 整備計画変更	平成11年 11月22日	東農振 第626号	平成11年 12月1日	小告第78号	随時変更
第33回 整備計画変更	平成14年 3月5日	整利 第277号	平成14年 3月11日	小告第22号	定期変更
第34回 整備計画変更	平成15年 9月8日	東農調 第471-2号	平成15年 9月17日	小告第66号	随時変更
第35回 整備計画変更	平成16年 2月10日	東農調 第821-2号	平成16年 2月17日	小告第642号	随時変更
第36回 整備計画変更			平成17年 1月6日	小告第1号	軽微変更
第37回 整備計画変更	平成18年 3月28日	東農企 第627-3号	平成18年 3月29日	小告第30号	随時変更

	協議完了 年月日*	協議完了 文書番号*	12条公告 年月日	公告番号	備考**
第38回 整備計画変更	平成21年 10月6日	農利 第126号	平成21年 10月16日	小告第65号	定期変更
第39回 整備計画変更	平成22年 9月21日	東農企 第143-3号	平成22年 9月22日	小告第77号	随時変更
第40回 整備計画変更	平成26年 8月8日	東農企 第325-3号	平成26年 8月15日	小告第76号	随時変更
第41回 整備計画変更	平成27年 6月10日	農利 第46号	平成27年 6月15日	小告第67号	定期変更
第42回 整備計画変更	平成27年 12月28日	東農企 第525-3号	平成28年 1月8日	小告第48-5号	随時変更
第43回 整備計画変更			平成28年 1月8日	小告第48-6号	随時変更
第44回 整備計画変更	平成29年 8月9日	東農企 第182-2号	平成29年 8月9日	小告第96号	随時変更
第45回 整備計画変更	平成30年 9月14日	東農企 第170-2号	平成30年 9月28日	小告第88号	随時変更

*「協議完了年月日」、「協議完了文書番号」欄は、平成12年3月31日以前については、「認可年月日」、「認可文書番号」を記入する。

**「備考」欄には定期変更、随時変更、軽微変更の区分を記入する。(定期変更については、実施した事業等種類を記入する。)

